# 医科電子点数表の活用手引き

平成28年4月社会保険診療報酬支払基金

# 一目 次一

は	じめに	2
1	医科電子点数表構築の目的及び基本方針	4
	(1)目的	4
	(2) 構築に当たっての基本方針	
2	電子点数表の構成	5
	(1) テーブルの構造	5
	(2) テーブルの設定項目	5
	(3) テーブルの利用方法	8
	(4) 医科診療行為マスターの構造	9
3	医科電子点数表のテーブル詳説	10
	(1) 医科診療行為マスター補助マスターテーブル	10
	(2) 包括・被包括テーブル	11
	(3) 背反関連テーブル	11
	(4) 入院基本料テーブル	12
	(5) 算定回数テーブル	14
4	各テーブルの使用上の留意点	15
	(1)包括・被包括テーブル	15
	(2) 背反関連テーブル	16
	(3) 算定回数テーブル	19
5	各テーブルのレコード情報表記仕様	21
	(1)医科診療行為マスター補助マスターテーブル	21
	(2) 包括・被包括テーブル	23
	(3) 背反関連テーブル	24
	(4) 入院基本料テーブル	25
	(5) 算定回数テーブル	26
6	<b>从事</b>	97

#### はじめに

電子レセプト・オンライン請求の普及拡大は目覚しく、平成22年2月末現在、電子レセプトの比率は7割を超えている。

この電子レセプト・オンライン請求を実現したシステム基盤及び情報仕様は、 医療機関から審査支払機関へ統一したデータ提出を実現する診療行為、薬価、 医療材料などの「統一コード」、このコードを用いてレセプト情報を記録する 仕様を定めた「記録条件仕様」、及び医療機関において基本的に行われるべき チェック事項を定めた「標準仕様」から成り立っており、こうしたレセプト電 算処理システムの普及が今日のオンライン請求を支えているのである。

しかしながら、その一方で、統一コードのうち保険請求点数(医科診療報酬点数表)をコード化した「医科診療行為マスター」は、医科診療報酬点数表の算定ルールには多様なロジックが存在すること、二年おきの診療報酬改定において十分なメンテナンス期間がないこと等の理由により、その情報項目は点数計算や加算算定の妥当性確認用の識別項目に限らざるを得ないまま推移してきている。

このような状況の中、診療報酬請求分野のIT活用のために、機械可読で医事会計システムに取り込める「電子点数表」の議論が進められていたが、厚生労働省、保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)、医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)ほか関係者と支払基金を交えた意見交換の場において、医科診療報酬点数表に定められた算定ルールの明確化や算定ロジックを機械可読にする電子テーブルの構築等についての検討が重ねられてきたところである。

支払基金は、医科診療行為マスターをはじめとするレセプト電算処理システム に使用する基本マスターを維持管理する主体として、その重要な役割を果たして てきたところである。

関係者との検討の結果、医療分野のIT化推進の役割を担ってきた支払基金としては、さらに、その役割を一層果たすべく、「医科電子点数表」を構築することとしたものである。

医科電子点数表並びに本手引書が、医療機関や保険者におけるシステムの利便 性向上、医事会計窓口における受診者への説明等の一助となれば幸いである。

平成22年3月

社会保険診療報酬支払基金

#### <謝辞>

今般の医科電子点数表の構築にあたり、多くの助言をいただいた以下の関係団体に対し深く感謝の意を表します。

保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS) 医療情報システム開発センター (MEDIS-DC)

#### 1 医科電子点数表構築の目的及び基本方針

医科電子点数表の構築に当たっての目的及び基本方針は次のとおりとした。

#### (1)目的

審査支払機関のレセプト電算処理システムや医療機関の医事会計システム等で診療報酬点数表のロジカルな算定ルールについて十分なチェックを行うこと及び医療機関の会計窓口における領収書や明細書の発行等での活用を目的として医科電子点数表を構築する。

#### (2) 構築に当たっての基本方針

医科電子点数表には、次の情報に関するテーブルの設定を行う。

- ア 医科診療行為マスターには、算定ルールに関して算定可否を判定する ための十分な項目が設定されていないため、算定ルール個々にプログラ ムで判定している背反や包括に係るチェックを容易にするための情報を 収載する。
- イ 医療機関の医事会計システムで日々入力している診療報酬請求データ や電子カルテを参照しながら、日付情報を用いたチェックが行えるよう、 「日」、「週」といった算定単位と算定回数の上下限値を収載する。
- ウ レセプト表示用の省略名称に加え、医科診療報酬点数表の告示項目の 名称との関係を明瞭に判断できるよう、診療行為の基本漢字名称を「医 科診療行為マスター」に収載する。
- エ 前ア〜ウのほか、電子点数表の構築過程で必要と認められた情報を収載する。

# 2 電子点数表の構成

# (1) テーブルの構造

医科電子点数表は、現行の「医科診療行為マスター」と以下の5つのテーブルで構成する構造としている。これらは診療行為コードにより連結するテーブルとしている。

項番		種別	内 容 補 足
1	医科	診療行為マスター	診療行為基本漢字名称を追加している。
2	各.	ア 医科診療行為マスタ ー補助マスターテー ブル	診療行為コードと包括・被包括テーブル、背反関連テーブル、入院基本料テーブル及び算定回数テーブルとの連結テーブルであり、収載項目により各テーブルとの関連を識別するためのテーブル。
3	各種テー	イ 包括・被包括テーブル	他の診療行為に包括される診療行為を表す。
4	ーブ	ウ 背反関連テーブル	他の診療行為との併算定ができない診療行為を表す。
5	ル	エ 入院基本料テーブル	入院基本料と入院基本料加算の加算算定可否の相関 関係を表す。
6		オ 算定回数テーブル	当該診療行為の算定単位ごとの算定回数を表す。

# (2) テーブルの設定項目

各テーブルの収載項目の内容概略は次のとおりである。

ア 医科診療行為マスター補助マスターテーブル

項番	項目名	内 容
1	変更区分	レコードの異動状況を表す。
2	診療行為コード	診療行為項目ごとに設定した番号
3	診療行為省略名称	審査用出力紙レセプトに表示される診療行為名称(漢字)を表す。
4	包括・被包括関連	他の診療行為を包括するか否かを表し、包括・被包括テーブルと の関連の有無を表す。
5	背反関連識別	背反関連テーブルとの関連の有無を表す。
6	予備	未使用:「0」を記録又は省略
7	入院基本料識別	入院基本料テーブルとの関連の有無を表す。
8	算定回数関連	算定回数テーブルとの関連の有無を表す。
9	予備	未使用:「0」を記録

# 医科電子点数表の活用手引き

10	新設年月日	レコード情報を新設した日付情報
11	廃止年月日	当該レコードの使用が可能な最終日付情報

# イ 包括・被包括テーブル

項番	項目名	内 容						
1	変更区分	レコードの異動状況を表す。						
2	グループ番号	包括・被包括グループごとに設定した番号						
3	診療行為コード	診療行為項目ごとに設定した番号						
4	診療行為省略名称	審査用出力紙レセプトに表示される診療行為名称(漢字)を表す。						
5	特例条件	包括・被包括に係る特別な条件を表す。						
6	新設年月日	レコード情報を新設した日付情報						
7	廃止年月日	当該レコードの使用が可能な最終日付情報						

# ウ 背反関連テーブル

項番	項目名	内 容
1	変更区分	レコードの異動状況を表す。
2	診療行為コード①	項番4と背反関係にある診療行為項目ごとに設定した番号
3	診療行為省略名称①	項番2に係る診療行為省略名称
4	診療行為コード②	項番2と背反関係にある診療行為項目ごとに設定した番号
5	診療行為省略名称②	項番4に係る診療行為省略名称
6	背反区分	背反の条件を表す。
7	特例条件	背反関係に係る特別な条件を表す。
8	予備	未使用:「0」を記録
9	新設年月日	レコード情報を新設した日付情報
10	廃止年月日	当該レコードの使用が可能な最終日付情報

※ 背反関連テーブルは、条件別(1日につき等)に4つのテーブルを作成する。

# 医科電子点数表の活用手引き

# エ 入院基本料テーブル

項番	項目名	内 容
1	変更区分	レコードの異動状況を表す。
2	グループ番号	加算グループごとに設定した番号
3	診療行為コード	診療行為項目ごとに設定した番号
4	診療行為省略名称	審査用出力紙レセプトに表示される入院基本料加算名称を 表す。
5	加算識別	項番2のグループに加算される入院基本料加算の中で、併算 定が可能なものごとに設定する識別コード
6	予備	未使用:「0」を記録
7	新設年月日	レコード情報を新設した日付情報
8	廃止年月日	当該レコードの使用が可能な最終日付情報

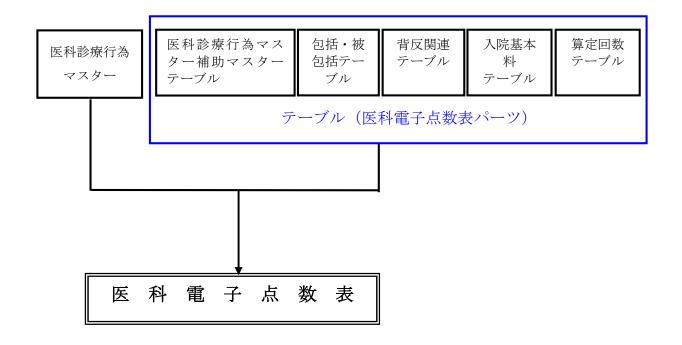
# オ 算定回数テーブル

項番	項目名	内 容
1	変更区分	レコードの異動状況を表す。
2	診療行為コード	診療行為項目ごとに設定した番号
3	診療行為省略名称	審査用出力紙レセプトに表示される診療行為名称(漢字)を表す。
4	算定単位コード	当該診療行為の算定単位を表す。
5	算定単位名称	算定単位コードの名称を表す。
6	算定回数	算定単位ごとの上限回数を表す。
7	特例条件	算定回数に係る特別な条件を表す。
8	予備	未使用:「0」を記録
9	新設年月日	レコード情報を新設した日付情報
10	廃止年月日	当該レコードの使用が可能な最終日付情報

※ 算定回数テーブルは、23年4月に作成。

### (3) テーブルの利用方法

テーブルは、医科電子点数表のパーツとしてそれぞれのテーブルごとに 提供している。



#### (4) 医科診療行為マスターの構造

医科診療行為マスターの収載項目は、平成 28 年 4 月改定版では 119 項目 に及ぶ。

また、この項目のレイアウト(項目の配列)は、2年ごとの診療報酬改定時、審査支払機関、医療機関及びベンダ等利用者におけるプログラム改修規模を極力少なくするとの配慮から、既存項目の配列は変更せずに既存項目のうち未使用(予備)となった項目を再使用して来ている。

このため、公表されているレイアウトのままでは収載項目間の関連等が 理解し難く、これについての解説が必要との要望も多い。

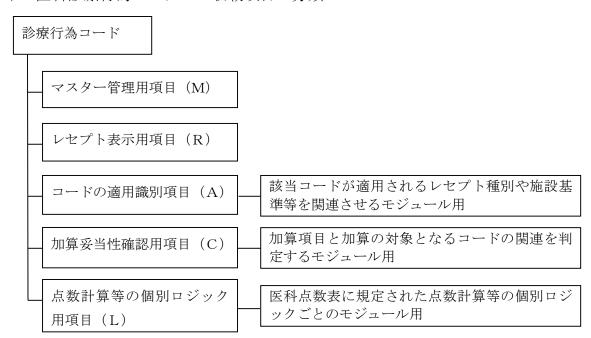
したがって、医科電子点数表の構築とともに、現行の医科診療行為マスターの収載項目について、医科診療報酬点数表に規定された点数計算規則、加算の算定可否、算定制限等について各ベンダが構築しているプログラムモジュールの改善検討にも資するよう収載項目の構造的な分類を行った。

#### ア 収載項目の構造的分類

公表されているファイルレイアウトの項目の配列を組み換え、関連する点数計算等のロジック等に使用する項目別にまとめたものを付表2と しているので参照願いたい。

なお、医科診療行為マスターの収載項目の詳細説明は「レセプト電算 処理システムマスターファイル仕様説明書」を参照願いたい。

#### イ 医科診療行為マスターの収載項目の分類



#### 3 医科電子点数表のテーブル詳説

(1) 医科診療行為マスター補助マスターテーブル 当該診療行為と各テーブルとの関連の有無を示すフラグを設定する。 なお、医科診療行為マスター補助マスターテーブルと各テーブルとの相 関関係は、付表3から6を参照願いたい。

<各テーブルとの関連識別情報> 各テーブルとの関連識別は、次のとおりとする。

項目名	形 式	内 容
包括・被包括関連 (グループ番号①~③)	英数 7 桁	1 桁目:告示番号のアルファベット部 2 桁目~4 桁目:告示番号 5 桁目、6 桁目:告示番号の枝番 7 桁目:告示番号内の通番 (例)… このページ下段の医科診療行為マスター補助マスターテーブルイメージを参照血管内視鏡:「D324001」血管内視鏡は、告示番号D324、枝番はなし(00)、告示番号内で通番1(1)但し、2つ以上の診療行為の包括条件が同条件である場合は同一グループとし、若い告示番号をグループ番号とする。 関連なしの場合:「0」
背反関連識別	数字1桁	「0」:背反関連テーブルと関連なし「1」:背反関連テーブルと関連あり
入院基本料識別	数字3桁	001 からグループごとの通番 関連なしの場合:「000」
算定回数関連	数字1桁	「0」: 算定回数テーブルと関連なし 「1」: 算定回数テーブルと関連あり

#### [医科診療行為マスター補助マスターテーブルイメージ]

診療行為	診療行為	包括·被包括関連					背反関連識別						算定		
コード	省略名称	包括 単位①	グループ 番号①	包括 単位②	グループ 番号②	包括 単位③	グループ 番号③	1日に つき	同一 月内	同時	1週間 につき	予備	予備		回数 関連
160170270	血管内視鏡加算	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
160171310	血管内視鏡	3	D324001	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

【解説】血管内視鏡は、グループ番号①が「0」(関連なし)ではなく「D324001」と設定されていることから、包括・被包括テーブルと関連があり、また背反関連識別の同時に「1」(背反関連テーブルと関連あり)が設定されていることから、背反関連テーブルとも関連することを表している。

#### (2)包括・被包括テーブル

他の診療行為(親)に包括される診療行為(子)を表す。

医科診療行為マスター補助マスターテーブルの包括・被包括関連項目の グループ番号と包括・被包括テーブルのグループ番号が同一である場合、 包括・被包括関係が成り立つ。

[包括・被包括テーブルイメージ]

グループ 番号	診療行為 コード	診療行為省略名称
D324001	160027710	血液ガス分析
D324001	160067410	心拍出量
D324001	160067570	心拍出量(カテーテル挿入)加算
D324001	160073510	呼吸心拍監視
D324001	160073650	新生児心拍•呼吸監視装置

【解説】グループ番号「D324001」は、補助マスターテーブルの「血管内視鏡」のグループ番号と同一であることから包括・被包括関係が成り立ち、「血液ガス分析」以下、「新生児心拍・呼吸監視装置」までは血管内視鏡に包括され算定できないことを表している。

#### (3) 背反関連テーブル

他の診療行為との併算定が出来ない診療行為を表し、背反区分により算定の可否を判定する。

なお、背反の条件には「1日につき」、「同一月内」、「同時」、「1 週間につき」があり、それぞれのテーブルを作成している。

「背反関連テーブルイメージ(1週間につき)〕

診療行為 コード①	診療行為省略名称①	診療行為 コード②	診療行為省略名称②	背反 区分	特例 条件
160162350	BNP		N T - p r o B N P	3	0
160162350	BNP	160116310		3	0
160181250	NT-proBNP	160162350	BNP	3	0
160181250	NT-proBNP	160116310	HANP	3	0
160116310		160162350	BNP	3	0
160116310	HANP	160181250	N T - p r o B N P	3	0
180018110	入院精神療法 (1)	180012010	入院精神療法(2)(6月以内)	1	0
180018110	入院精神療法(1)		入院精神療法(2)(6月超)	1	0
180012010	入院精神療法(2)(6月以内)	180018110	入院精神療法 (1)	2	0
180012110	入院精神療法(2)(6月超)	180018110	入院精神療法 (1)	2	0
180028850	家族入院精神療法 (1)	180028950	家族入院精神療法 (2) (6月以内)	1	0
180028850	家族入院精神療法(1)	180029050	家族入院精神療法 (2) (6月超)	1	0
	家族入院精神療法(2)(6月以内)		家族入院精神療法 (1)	2	0
180029050	家族入院精神療法 (2) (6月超)	180028850	家族入院精神療法 (1)	2	0
150267310	体外ペースメーキング	150140110	ペースメーカー移植術(心筋電極)	2	0
150267310	体外ペースメーキング	150140210	ペースメーカー移植術(経静脈電極)	2	0
	ペースメーカー移植術(心筋電極)	150267310	体外ペースメーキング	1	0
	ペースメーカー移植術(経静脈電極)	150267310	体外ペースメーキング	1	0

【解説】体外ペースメーキングは、1週間においてペースメーカー移植術(心筋電極)と実施した場合、背反区分は「2」よりペースメーカー移植術(心筋電極)に含まれ算定できないことを表している。

注. 背反区分については、本手引書 24 ページの5 各テーブルのレコード情報表記仕様

(3) 背反関連テーブルを参照願いたい。

#### (4) 入院基本料テーブル

入院基本料に対し、加算の対象となる入院基本料加算を表す。

「医科診療行為マスター補助マスターテーブル」の入院基本料識別と入 院基本料テーブルのグループ番号が同一である場合、入院基本料と加算の 対象となる入院基本料加算の関連を表している。

#### [医科診療行為マスター補助マスターテーブルのイメージ]

診療行為	診療行為診療行為			包括•被包括関連					背反関連識別					鳰院	算定
]- \frac{1}{2}	省略名称		グループ 番号①	包括 単位2	グループ 番号2	包括 単位③	グループ 番号③	III つき	同一朋	嗣	週間 につき	予備	予備		回数 関連
190111810	(選)一般病棟10対1入院基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	004	1
190117810	(選)一般病棟7対1入院基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	004	1

# [入院基本料テーブルイメージ]

グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	加算 識別
004	190100470	乳幼児加算(病院)	1
004	190100770	幼児加算(病院)	1
004	190101770	難病患者等入院診療加算	2
004	190101870	二類感染症患者入院診療加算	2
004	190076570	超重症児(者)入院診療加算(6歳以上)	3
004	190127510	超重症児(者)入院診療加算(6歳未満)	3
004	190076670	準超重症児(者)入院診療加算(6歳以上)	3
004	190127610	準超重症児(者)入院診療加算(6歳未満)	3

【解説】医科診療行為マスター補助マスターテーブルの「(選)一般病棟 10 対1入院基本料」及び「(選)一般病棟 7 対1入院基本料」は、入院基本料 識別が「000」(関連なし)ではなく「004」と設定されていることから、入院 基本料テーブルと関連があり、入院基本料テーブルのグループ番号「004」に 設定している入院基本料加算が算定できることを表している。

また、加算識別が、同じ値の場合は、当該入院基本料加算は併算定できないことを表している。

入院基本料テーブルの内容を確認する場合は、以下の二次元マトリックスのように展開すると理解しやすい。

入院基本料テーブルのグループ「004」を例示すると、(選) 一般病棟 7 対 1 入院基本料等に対する加算として、入院基本料「加算 1」欄、入院基本料「加算 2」欄及び入院基本料「加算 3」欄に掲げた加算項目が医科点数表に示されている。

しかし、これらの中には併算定できないものがあり、その併算定できない項目同士を、入院基本料「加算1」のグループ、入院基本料「加算2」のグループといった形でまとめたものである。

【算定可否の例】※(加算1)は入院基本料加算1、(加算2)は入院基本料加算2の意味

- ①(選)一般病棟 7 対 1 入院基本料 + 乳幼児加算(病院)(加算 1) + 難病患者 等入院診療加算(加算 2) = 可
- ②(選)一般病棟 7 対 1 入院基本料 + 乳幼児加算(病院)(加算 1) + 難病患者等入院診療加算(加算 2) + 二類感染症患者入院診療加算(加算 2) = 否(加算 2 同士の併算定)

#### [入院基本料テーブルを二次元マトリックスに展開したイメージ]

グループ		入院基本料		加算1		加算2			加算3		
番号	診療行為コード	診療行為省略名称	診療行為コード	診療行為省略名称	識別	診療行為コード	診療行為省略名称	識別	診療行為コード	診療行為省略名称	識別
004	190117810	(選)一般病棟7対1入院基本料	190100470	乳幼児加算(病院)	1	190101770	難病患者等入院診療加算	2	190127510	超重症児(者)入院診療加算(6歳未満)	3
	190111810	(選)一般病棟10対1入院基本料	190100770	幼児加算(病院)	1	190101870	二類感染症患者入院診療加算	2	190076570	超重症児(者)入院診療加算(6歳以上)	3
									190127610	準超重症児(者)入院診療加算(6歳未満)	3
									190076670	準超重症児(者)入院診療加算(6歳以上)	3

※入院基本料に対応する入院基本料加算のうち、併算定できない項目をグループ化し、テーブルの横列に展開するイメージである。

#### (5) 算定回数テーブル

当該診療行為に対し、算定単位ごとの算定回数を表す。

「医科診療行為マスター補助マスターテーブル」の算定回数関連に「1」 が設定されている場合、当該診療行為の算定単位ごとの算定回数を表して いる。

### [医科診療行為マスター補助マスターテーブルのイメージ]

				包括•被	包括関連					背反関	連識別			入院	算定
診療行為コード	診療行為 省略名称		グループ 番号①		グループ 番号②	包括 単位3	グループ 番号③	1日に つき	同一月内	同時	1週間 につき	予備	予備	基本料識別	更数 回数 関連
190097010	有床診療所入院基本料1(14日以内)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1
190097210	有床診療所入院基本料2(14日以内)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1
190119510	有床診療所入院基本料1(15日以上30日以内)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1
190119610	有床診療所入院基本料1(31日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	1
190119710	有床診療所入院基本料2(15日以上30日以内)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1
190119810	有床診療所入院基本料2(31日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	1
190135110	有床診療所入院基本料3(14日以内)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1
190135210	有床診療所入院基本料3(15日以上30日以内)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	1
190135310	有床診療所入院基本料3(31日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	1

### [算定回数テーブルイメージ]

診療行為 コード	診療行為省略名称	算定単位 コード	算定単位 名称	算定 回数	特例 条件
190097010	有床診療所入院基本料1(14日以内)	121	且	1	0
190097010	有床診療所入院基本料1(14日以内)	133	入院中	14	0
190119510	有床診療所入院基本料1(15日以上30日以内)	121	目	1	0
190119510	有床診療所入院基本料1(15日以上30日以内)	133	入院中	16	0
190119610	有床診療所入院基本料1(31日以上)	121	目	1	0
190097210	有床診療所入院基本料2(14日以内)	121	目	1	0
190097210	有床診療所入院基本料2(14日以内)	133	入院中	14	0
190119710	有床診療所入院基本料2(15日以上30日以内)	121	目	1	0
190119710	有床診療所入院基本料2(15日以上30日以内)	133	入院中	16	0
190119810	有床診療所入院基本料2(31日以上)	121	目	1	0
190135110	有床診療所入院基本料3(14日以内)	121	目	1	0
190135110	有床診療所入院基本料3(14日以内)	133	入院中	14	0
190135210	有床診療所入院基本料3(15日以上30日以内)	121	日	1	0
190135210	有床診療所入院基本料3(15日以上30日以内)	133	入院中	16	0
190135310	有床診療所入院基本料3(31日以上)	121	日	1	0

【解説】医科診療行為マスター補助マスターテーブルの「有床診療所入院基本料1(14日以内)~有床診療所入院基本料3(31日以上)」は、算定回数関連が「0」(算定回数テーブルと関連なし)ではなく「1」(算定回数テーブルと関連あり)と設定されていることから、算定回数テーブルに「有床診療所入院基本料1(14日以内)~有床診療所入院基本料3(31日以上)」は収載されており、それぞれ、「日に1回」または「入院中14回(一部16回)」算定できることを表している。

### 4 各テーブルの使用上の留意点

(1)包括・被包括テーブル

#### ア 設定の原則

告示及び通知において「含む」及び「含まれる」と明記されているものを包括とする。

(例)

C010 在宅患者連携指導料

注 5 在宅患者連携指導料を算定すべき指導を行った場合においては、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理の費用は、所定点数に<u>含まれる</u>ものとする。

→「含まれる」と告示されていることから包括。

注 6 区分番号 B009 に掲げる診療情報提供料(1)、区分番号 C002 に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号 C002-2 に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料又は区分番号 C003 に掲げる在宅末期医療総合診療料を算定している患者については算定しない。

→「含まれる」と告示されていないことから背反。

#### イ 包括に設定していない項目

- ①1つの診療行為がその他多くの診療行為に包括されるもの
  - → 背反でチェックを行う。

(例)

1002-2 精神科継続外来支援・指導料(1日につき)

注 3 他の精神科専門療法と同一日に行う精神科継続外来支援・ 指導に係る費用は、他の精神科専門療法の所定点数に<u>含まれる</u>もの とする。

②包括条件が限定されているもの

(例)

K043-2 骨関節結核瘻孔摘出術

(通知) 骨関節結核に行う瘻孔摘出術の際に行った脂肪移植術は所 定点数に含まれ別に算定できない。 ③被包括となるものが明記されていないもの。

(例)

K526 食道腫瘍摘出術

(通知) 「1」を行った場合について、マイクロ波凝固療法を実施 した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。

④生体移植に係る提供者の費用。

(例)

K514-5 移植用部分肺採取術(生体)

注 肺提供者に係る組織適合試験の費用は、所定点数に含まれる。

### (2) 背反関連テーブル

#### ア 設定の原則

告示及び通知において「○○を算定した場合には●●は算定できない」、「同時に算定できない」、「主たるもののみ算定する」等明記されているものを背反とする。

(例1)

A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算(入院中1回) 500 点注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、重点的な褥瘡ケアを行う必要を認め、計画的な褥瘡対策が行われた場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。ただし、区分番号 A235 に掲げる褥瘡患者管理加算は、別に算定できない。

→「別に算定できない」と告示されていることから背反を設定。

(例2)

D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査) D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。→「主たるもののみ算定」と通知されていることから背反を設定。

#### イ 背反に設定していない項目

### ◎ 3項目以上を行った場合、2項目以上が算定可となる場合

#### D014 自己抗体検査

「2」のリウマトイド因子、「8」の抗ガラクトース欠損 IgG抗体価、「8」のマトリックスメタロプロテイナーゼー3(IgG (IgG )、「10」のIgG 型リウマチ因子及び「14」のIgG 型リウマチ因子及び「14」のIgG 2 は結合免疫複合体のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。

#### ◎ 背反となる要件(傷病名、部位等)が限定されている場合

#### D014 自己抗体検査

「17」の血清中抗デスモグレイン3抗体

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本 検査と「19」の血清中抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、 主たるもののみ算定する。

#### J000 創傷処置

同一部位に対して創傷処置、皮膚科軟膏処置、面皰圧出法又は湿布処置が行われた場合はいずれか1つのみにより算定し、併せて算定できない。

#### ◎ 当該2項目を算定すると別の1の項目が背反となる場合

#### D200 スパイログラフィー等検査

「1」の<u>肺気量分画測定</u>及び区分番号「D202」肺内ガス分布の「1」の 指標ガス洗い出し検査とを同時に実施した場合には、機能的残気量測定は 算定できない。

#### ◎ 複数の要件で背反となる場合

### G000 皮内、皮下及び筋肉内注射

区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料又は区分番号「C108」在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者(これらに係る在宅療養指導管理材料加算又は薬剤料若しくは特定保険医療材料料のみを算定している者を含む。)に対して、区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定する日に、患家において当該訪問診療と併せて皮内、皮下及び筋肉内注射を行った場合は、当該注射に係る費用は算定しない。

# ウ 背反条件で表裏の関係が成り立たない項目

背反については、全てに表裏のデータを設定しているが、告示及び通知において表裏の関係が成り立たないものがある。

(例)

B001 の 6 てんかん指導料 250 点・・・背反区分 2 の根拠 注 4 区分番号 B000 に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号 B001 の 5 に掲げる小児科療養指導料又は区分番号 B001 の 18 に掲げる小児悪性 腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。

診療行為コード①	省略漢字名称①	診療行為コード②	省略漢字名称②	背反区分
113002850	てんかん指導料	113002210	小児科療養指導料	2

B001 の 5 小児科療養指導料 250 点・・・背反区分の根拠なしてんかん指導料との背反関係について記載なし。

第2章 特掲診療料<通則>・・・背反区分3の根拠 第1部に規定する特定疾患療養管理料、ウイルス疾患指導料、小児特定 疾患カウンセリング料、小児科療養指導料、てんかん指導料、・・・は 同一月に算定できない。

診療行為コード①	省略漢字名称①	診療行為コード②	省略漢字名称②	背反区分
113002210	小児科療養指導料	113002850	てんかん指導料	3
113002850	てんかん指導料	113002210	小児科療養指導料	3

この場合、背反テーブルに表裏のデータを設定すると次のとおりとなる。

診療行為コード①	省略漢字名称①	診療行為コード②	省略漢字名称②	背反区分
113002210	小児科療養指導料	113002850	てんかん指導料	3
113002850	てんかん指導料	113002210	小児科療養指導料	2
113002850	てんかん指導料	113002210	小児科療養指導料	3

背反テーブルは、必ず表裏のデータを設定している。 (例) のように表裏のデータに係る背反区分が「3:何れか一方を算定する」と「2:診療行為コード②に含まれる」のように表裏の関係が成り立たない場合は、背反区分を「3:何れか一方を算定する」に統一する。 (下図参照) ※1対1の背反関係は、必ず何れか一方しか算定できないと考えられるため。

[背反区分を「3:何れか一方を算定する」に設定]

診療行為コード①	省略漢字名称①	診療行為コード②	省略漢字名称②	背反区分
113002210	小児科療養指導料	113002850	てんかん指導料	3
113002850	てんかん指導料	113002210	小児科療養指導料	3

### (3) 算定回数テーブル

告示及び通知において算定単位ごとの算定回数が明記されているものを 算定回数テーブルに収載する。

なお、算定単位ごとの算定回数が複数明記されているものについても、 すべて収載することとする。

(例)

D235-3 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)

長期脳波ビデオ同時記録検査は、難治性てんかんの患者に対し、てんかんの手術前後に行った場合、<u>患者1人につきそれぞれ5日間を限度</u>として 算定する。

→「1 日につき」と告示されていることから、算定単位「日」に算定回数「1」 を設定。

また、「てんかんの手術前後に行った場合、患者 1 人につきそれぞれ 5 日間を限度」と通知されていることから、算定単位「患者当たり」に算定回数「10」を設定するところだが、患者が限られていること、手術の前後であることの特例的な条件下での算定回数であることから、「患者当たり:5回」と設定のうえ、特例条件項目に「1」を設定する。

# [算定回数テーブルイメージ]

診療行為 コード	診療行為省略名称	算定単位 コード	算定単位 名称	算定 回数	特例 条件
160187010	長期脳波ビデオ同時記録検査	121	日	1	0
160187010	長期脳波ビデオ同時記録検査	53	患者当り	5	1

# 5 各テーブルのレコード情報表記仕様

(1) 医科診療行為マスター補助マスターテーブル

~T =T		-T II 6		形式		
項番		項目名	モード	最 大 バイト	項 目 形 式	内 容
1	変更	区分	数字	1	固定	レコードの異動状況を表す。 0:異動なし 1:抹消 3:新規 5:変更 9:廃止
2	診療	診療行為コード		9	固定	診療行為項目ごとに設定した番号
3	診療行為省略名称		漢字	6 4	可変	審査用出力紙レセプトに表示され る診療行為名称(漢字)を表す。 漢字:32桁
	包括	・被包括関連				他の診療行為を包括するか否かを 表す。
4		包括単位①	数字	2	可変	包括する期間を表す。 00:関連なし 01:1日につき 02:同一月内 03:同時 05:手術前1週間 06:1手術につき
5		グループ番号①	英数	7	可変	包括・被包括グループ番号を表す。 包括・被包括テーブルの参照先グ ループを表す。
6		包括単位②	数字	2	可変	包括単位①と同じ
7		グループ番号②	英数	7	可変	グループ番号①と同じ
8		包括単位③	数字	2	可変	包括単位①と同じ
9		グループ番号③	英数	7	可変	グループ番号①と同じ

	背反	関連識別				他の診療行為との併算定ができるか否かを表す。
10		1日につき	数字	1	固定	背反関連テーブル(1日につき) との関連の有無 0:関連なし 1:関連あり
11		同一月内	数字	1	固定	背反関連テーブル(同一月内)と の関連の有無 0:関連なし 1:関連あり
12		同時	数字	1	固定	背反関連テーブル(同時) との関連の有無 0:関連なし 1:関連あり
13		1週間につき	数字	1	固定	背反関連テーブル (1週間につき) との関連の有無 0:関連なし 1:関連あり
14		予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
15		予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
16		予備	数字	3	可変	未使用:「0」を記録
17		予備	英数	1 2	可変	未使用:省略
18		予備	数字	3	可変	未使用:「0」を記録
19		予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
20	入院	E基本料識別	数字	3	固定	当該診療行為と入院基本料加算と の算定可否を表す。 入院基本料テーブルの参照先グル ープを表す。
21	算定	回数関連	数字	1	固定	算定回数テーブルとの関連の有無 0:関連なし 1:関連あり
22	予備	j	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
23	予備	j	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
24	予備	į	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
25	予備	j	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
26	新設	4年月日	数字	8	固定	レコード情報を新設した日付を西 暦年4桁、月2桁及び日2桁の8 桁で表す。

# 医科電子点数表の活用手引き

27	廃止年月日	数字	8	固定	当該診療行為の使用が可能な最終 日付を西暦年4桁、月2桁及び日 2桁の8桁で表す。 なお、廃止診療行為でない場合は 「9999999」とする。
----	-------	----	---	----	---

# (2)包括・被包括テーブル

-T	-7-15		形 式		,
項番	項目名	モード	最 大 バイト	項 目 形 式	内 容
1	変更区分	数字	1	固定	レコードの異動状況を表す。 0:異動なし 1:抹消 3:新規 5:変更 9:廃止
2	グループ番号	英数	7	可変	包括・被包括グループごとに設定 した番号
3	診療行為コード	数字	9	固定	診療行為項目ごとに設定した番号
4	診療行為省略名称	漢字	6 4	可変	審査用出力紙レセプトに表示され る診療行為名称(漢字)を表す。 漢字:32桁
5	特例条件	数字	1	固定	包括・被包括の条件に特別な条件 がある場合に設定する 0:条件なし 1:条件あり
6	新設年月日	数字	8	固定	レコード情報を新設した日付を西 暦年4桁、月2桁及び日2桁の8 桁で表す。
7	廃止年月日	数字	8	固定	当該診療行為の使用が可能な最終 日付を西暦年4桁、月2桁及び日 2桁の8桁で表す。 なお、廃止診療行為でない場合は 「9999999」とする。

# (3) 背反関連テーブル

~T 75	-T 13 6		形 式		
項番	項目名	モード	最 大 バイト	項 目 形 式	内 容
1	変更区分	数字	1	固定	レコードの異動状況を表す。 0:異動なし 1:抹消 3:新規 5:変更 9:廃止
2	診療行為コード①	数字	9	固定	診療行為項目ごとに設定した番号
3	診療行為省略名称①	漢字	6 4	可変	項番2に係る診療行為省略名称
4	診療行為コード②	数字	9	固定	診療行為項目ごとに設定した番号
5	診療行為省略名称②	漢字	6 4	可変	項番4に係る診療行為省略名称
6	背反区分	数字	1	固定	背反の条件を表す。 1:診療行為コード①を算定する。 2:診療行為コード②を算定する。 3:何れか一方を算定する。
7	特例条件	数字	1	固定	背反条件に特別な条件がある場合 に設定する。 0:条件なし 1:条件あり
8	予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
9	新設年月日	数字	8	固定	レコード情報を新設した日付を西 暦年4桁、月2桁及び日2桁の8 桁で表す。
10	廃止年月日	数字	8	固定	当該診療行為の使用が可能な最終 日付を西暦年4桁、月2桁及び日 2桁の8桁で表す。 なお、廃止診療行為でない場合は 「9999999」とする。

# (4) 入院基本料テーブル

구프 <b>지</b> (	75 D A		形式		de dir
項番	項目名	モード	最 大 バイト	項 目 形 式	内 容
1	変更区分	数字	1	固定	レコードの異動状況を表す。 0:異動なし 1:抹消 3:新規 5:変更 9:廃止
2	グループ番号	数字	3	固定	加算グループごとに設定した番号
3	診療行為コード	数字	9	固定	診療行為項目ごとに設定した番号
4	診療行為省略名称	漢字	6 4	可変	審査用出力紙レセプトに表示され る入院基本料加算名称を表す。 漢字:32桁
5	加算識別	数字	2	可変	項番 2 のグループに加算される入 院基本料加算の中で併算定が可能 なものごとに設定する識別コード
6	予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
7	新設年月日	数字	8	固定	レコード情報を新設した日付を西暦年4桁、月2桁及び日2桁の8桁で表す。
8	廃止年月日	数字	8	固定	当該診療行為の使用が可能な最終 日付を西暦年4桁、月2桁及び日 2桁の8桁で表す。 なお、廃止診療行為でない場合は 「9999999」とする。

# (5) 算定回数テーブル

			形式		,
項番	項目名	モード	最 大 バイト	項 目 形 式	内 容
1	変更区分	数字	1	固定	レコードの異動状況を表す。 0:異動なし 1:抹消 3:新規 5:変更 9:廃止
2	診療行為コード	数字	9	固定	診療行為項目ごとに設定した番号
3	診療行為省略名称	漢字	6 4	可変	審査用出力紙レセプトに表示される診療行為名称(漢字)を表す。 漢字:32桁
4	算定単位コード	数字	3	可変	当該診療行為の算定単位を表す。 算定単位コードについては「付表 1」を参照
5	算定単位名称	漢字	1 2	可変	算定単位コードの名称を表す。
6	算定回数	数字	3	可変	算定単位ごとの上限回数を表す。
7	特例条件	数字	1	固定	算定条件に特別な条件がある場合 に設定する。 0:条件なし 1:条件あり
8	予備	数字	3	可変	未使用:「0」を記録
9	予備	数字	3	可変	未使用:「0」を記録
10	予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
11	予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
12	予備	数字	1	固定	未使用:「0」を記録
13	新設年月日	数字	8	固定	レコード情報を新設した日付を西 暦年4桁、月2桁及び日2桁の8 桁で表す。
14	廃止年月日	数字	8	固定	当該診療行為の使用が可能な最終 日付を西暦年4桁、月2桁及び日 2桁の8桁で表す。 なお、廃止診療行為でない場合は 「9999999」とする。

- ・算定単位コード一覧(付表1)
- ・医科診療行為マスターの各項目の構造分類(付表2)
- ・医科診療行為マスター補助マスターテーブルと包括・被包括テーブルとの 相関関係(付表3)
- ・医科診療行為マスター補助マスターテーブルと背反関連テーブルとの相関 関係(付表 4)
- ・医科診療行為マスター補助マスターテーブルと入院基本料テーブルとの相 関関係(付表 5)
- ・医科診療行為マスター補助マスターテーブルと算定回数テーブルとの相関 関係(付表 6)
- ・包括・被包括関連グループ番号一覧表(付表7)

(注)本手引きにおける事例説明は、平成22年度医科診療報酬点数表による 診療行為により示している。

# 算定単位コードー覧

	)1 /C 1			
コード	内容	コード	内容	
		101		
1	<u>分</u>			
2	回	102	染色	
3	種	103	種類	
4	箱	104	株	
5	巻	105	菌株	
6		106		
	-			
7	本	107	臓器	
8	組	108	件	
9	セット	109	部位	
10	個	110	肢	
11		111		
	<u> </u>			
12	方向	112	種目	
13	トローチ	113	スキャン	
14	アンプル	114	コマ	
15	カプセル	115	処理	
16	<u></u> 錠	116		
17	丸	117	搖	
18	包	118	面	
19	瓶	119	側	
20		120		
21	<u></u>	121	 日	
	TA (衣/			
22	管	122	椎間	
23	シリンジ	123	筋	
24	回分	124	菌種	
25	テスト分	125	項目	
26	ガラス筒	126		
	担約			
27	<b>桿錠</b>	127	椎弓	
28	単位	128	食	
29	万単位	129	根管	
30	フィート	130	3分の1顎	
31	滴	131		
32		132		
	m g			
33	g	133	入院中	
34	Κg	134	退院時	
35	сс	135	初回	
36	m L	136	口腔	
37	L	137	 顎	
38	m L V	138		
39	バイアル	139	窩洞	
40	c m	140	神経	
41	c m 2	141	一連	
42	m	142	2週	
43	μСі	143		
44	mC i	144	3月	
45	μg	145	4月	
46	管(瓶)	146	6月	
47	筒	147	12月	
48	G B q	148	5年	
49	МВ q	149	妊娠中	
50	КВ q	150	検査当り	
51	キット	151	1疾患当り	
52	国際単位	153	装置	
53	患者当り	154	1 歯 1 回	
-		155	1 口腔 1 回	
54		100		
54 55	上	156	<b>□</b>	
55	缶	156	床	
55 56	<u></u> 缶 手術当り	157	1 顎 1 回	
55	缶			
55 56	缶 手術当り 容器	157	1 顎 1 回	
55 56 57 58	缶 手術当り 容器 m L (g)	157	1 顎 1 回	
55 56 57	缶 手術当り 容器	157	1 顎 1 回	

分類符号

M

R

С

1	付表2						
Tourney	項番	ファイルレイアウト	No	項番		分類番号	分類の意味内容
1			1				
1	3	診療行為コード	3	3	診療行為コード	3	①点数表の区分は、分類番号8の配列にする
Table 7: 19			· '				を収定時には、コーク並のは五次帳が留うの弁照としている
2 - 一			_			6	※項番117は平成28年4月の追加項目
15   1	8	データ規格コード	·				
2 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	10	データ規格漢字名称	_		コード表用番号(アルファベット部)		
1						⊣ ՝	
1	13	入外適用区分	13	94	コード表用番号 項番		
1		点数欄集計先識別(入院外)	i		告示·通知関連番号 部		
□ の できませい						9	
10			i				
2 日本	20	画像等手術支援加算	20	112	異動関連	_	
1 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	22	看護加算					
2 日本の経療性			i				
10			25			15	
20	27	実日数	27	113	基本漢字名称	17	
10 1							<レセプト表示用項目>
15   15   15   15   15   15   15   15							レセプトの診療識別の集計先や編集表示項目である。 ①分類番号18.19は、きざみ計算の数量データの単位
20	32	きざみ値上限値	32	15	点数欄集計先識別(入院外)		
1	34	きざみ点数	34	61	検体検査コメント	22	
1 日本日本							<コードの適用識別用項目> 診療行為コードの適用可能なレセプト種別や該当する施設基準を確認す
19	37	上限回数エラー処理	37	16	包括対象検査	25	ることができる。 ①分類番号29,30,31は、該当施設の施設基準情報と照合して適用を確認
4	39	注加算通番	39	19	病院・診療所区分	27	
日本	41	下限年齢	i		ドナー分集計区分	29	TO THE RESERVE OF THE PROPERTY
4		12.1 1.11	Ι Ν				
□ 日本日本学科 第20分			<b>│</b>	72			
4	46	処置乳幼児加算区分	) 46	74	施設基準コード(3)		
10			<u> </u>		施設基準コード(5)		
19			,			32	
19	51	検査等実施判断グループ区分	51	79	施設基準コード(8)		
25 自動を音呼用算数分	53	脊髄誘発電位測定加算区分	53	81	施設基準コード(10)		
27							<加算の妥当性確認用項目>
18 日本版   19   44   国際が政策事業分   33   35   37   46   47   47   47   47   47   47   4							当該加算について、加算の対象となる診療行為コードを確認することができる。
4	58	旧点数	58	46	処置乳幼児加算区分	37	
20		カナ名称変更区分			入院基本料等減算対象識別	39	**************************************
64   196   水平型型原区分							
68							
日本の主義の関係を使用加算区分	65	入院基本料区分	65	64	超音波内視鏡加算区分	44	
114	67	自動吻合器使用加算区分	67	82	超音波凝固切開装置使用加算区分	46	
77						_	
72   156							
74			72			51	
75 施設基第二十(ら) 77 施設基第二十(ら) 78	74	施設基準コード(3)	74	11	点数識別(新又は現点数)	32	
19   10   10   10   10   10   10   10	76	施設基準コード(5)					②基本項目の注加算は、注加算コードによる
80 施設基第一下(ロ) 81 施設基第一下(ロ) 82 超音波波回切開展使用加算区分 83 短期海所定。放射線原使用加算区分 84 衛利連用区分 85 回小素用書号(アルフバット館) 86 帝示・通知図運書号(アルフバット館) 87 変更年月 88 33 きろが値上 第1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						51	※ 詳細は公開ロンツク及びマスターファイル仕様説明書を参照
3日   20   20   20   20   20   20   20   2						7	
84	81	施設基準コード(10)	81	39	注加算通番		
85         ニード東月番号 (アルファベット館)           86         差示・連知問運番号 (アルファベット館)           87         東東年月日           88         廃止年月日           89         公表原序番号           90         二十、美用番号 章           91         二十、美用番号 章           92         二十、美用番号 章           93         二十、美用番号 章           94         二十、美用番号 章           95         二十、美用番号 (公費号)           95         二十、美用番号 (公費号)           96         二十、美用番号 (公費号)           97         二十、美用番号 (公費号)           98         本方、通知問連番号 (公費号)           99         五十、進州番号 (公費号)           90         二十、美用番号 (公費号)           91         二十、美用番号 (公費号)           92         二・美用番号 (公費号)           93         二十、美用番号 (公費号)           94         二一、美用番号 (公費号)           95         告示・通知問連番号 家           96         告示・通知問連番号 家           97         会示・通知問連番号 家           98         会示・通知問連番号 家           99         会示・通知問連番号 家           90         会示・通知問連番号 家           91         会示・通知問連番号 家           92         会示・通知問連番号 (公費金)           93         本市、海和開業(日本・海和	83	短期滞在手術	83	30	きざみ値計算識別		
86 余元・通知関連番号(アルファベット部) 87 東戸年月日 88						E0	
88   廃止年月日   88   35   巻さみ値上下限エラー処理   53   26   24   25   25   26   26   26   27   27   28   28   28   28   28   28	_		86			32	※ 詳細は公開ロジック及びマスターファイル仕様説明書を参照
90	88	廃止年月日	88	35	きざみ値上下限エラー処理		施設基準の基準を満たさない場合に減額計算対象となる診療行為コード
92         コード表用番号 区分番号         93         24         入院基本料加算区分         54         ※加算可否の関係表現は、標準仕様の別表アを参 35         35         当該診療行為コードが傷痍名と関連するかを表す。         94         35         告示・通知関連番号 章         95         55         抽談管理料を施育の表表す。         96         告示・通知関連番号 節         95         50         検査等実施判断区分         57         検査、画像診断、病理診断について、当該検査等にあるかを表す。         97         52         通過減分屋分         58         2回目以降について、当該検査等に助する項目         ※対しびアープを表す。         97         52         通過減分屋分         58         2回目以降について、当該検査等に助すびアープ区分         57         検査、画像診断、病理診断について、当該検査等に助すびアループを表す。         97         52         通過減分屋分         58         2回目以降について通減計算の対象となる検査等:         98         63         包括通減区分         59         当該診療行為コードの運送品と関連するかを表す。         99         29         医薬品関連区分         59         当該診療行為コードの運送品と関連するかを表す。         60         関鎖循環式全身保験の専用コードのではない上で通識計算の対象となる検査等:         100         年齢加算(2)上限年齢         60         関鎖循環では、全身体験の事算について通識計算の対象となる検査等:         60         101         27         実日数         60         開鎖循環では、大足の事業を養す。         60         開鎖循環では、大足の事業を養す。         60         102         28         実日数のの算定可能なまる。         40         20         上限回数         62         当該診療行為の算定可能な注加算の診療行為の算定可能な注加算の診療行為の算定可能な注加算の診療行為の事定可能な注加算の診療行為の事定可能な注加算の診療行為の事定可能な注加算の診療行為の事定可能な注加算の診療行為の事定可能な注加算の診療行為の事定可能な注加算の診療行為の事定可能な注加算の診療行為の事でが認定した。 <td< td=""><td>90</td><td>コード表用番号 章</td><td>90</td><td>45</td><td>対象施設基準</td><td></td><td>を表す。</td></td<>	90	コード表用番号 章	90	45	対象施設基準		を表す。
94         コード表用番号 項番         94         26         指導管理料         56         指導管理料を識別する項目 ※背反関係は標準 95         50         接査等実施判断区分         57         検査・画像診断、病理診断について、当該検査等に断対外にプロ分         57         検査・画像診断、病理診断について、当該検査等に断対外にプロ分         58         57         検査・画像診断、病理診断について、当該検査等に断対外算で可能なグループを表す。         2回目以降について、通波計算の対象となる検査等に動力が算していて、通波計算の対象となる検査等に動力が変しているを表す。         2回目以降について通波計算の対象となる検査等に動か了について、当該検査等に断対算の対象となる検査等に動力が変しているを表す。         58         2回目以降について、通波計算の対象となる検査等に動か了について、当該検査等に断対算の対象となる検査等に動か了について、当該検査等に対すなが、病理診断について、当該検査等にあると表す。         59         58         2回目以降について、通過計算の対象となる検査等に動するが表達を書からます。         20目以降にはなグループを表す。         20目以降にはなグループを表す。         20目以降について、当該検査等に断対算の対象となる検査等にある。         20目以降にはなグループを表す。         20目以降にはなグループを表す。         20目以降について通過計算の対象となる検査等にあると表す。         20目以降について通過計算の対象となる検査等にある。         40括連減区分         59         当該診療行為コードが医薬品と関連するかを表す。         20目以降について通過計算の対象となる検査等にある。         40括連減区分         59         当該診療行為コードが医薬品と関連するかを表す。         40括連減区分         59         当該診療行為コードの算証はなびかとなる検査等にある。         40回数         40括連減区分         40回数         40回数         40を表す。         40回数         40回数 </td <td></td> <td>コード表用番号 区分番号</td> <td></td> <td></td> <td>入院基本料加算区分</td> <td></td> <td>※加算可否の関係表現は、標準仕様の別表7を参照</td>		コード表用番号 区分番号			入院基本料加算区分		※加算可否の関係表現は、標準仕様の別表7を参照
195   告示・通知関連番号 章   196   197   197   198   198   199							当該診療行為コードが傷病名と関連するかを表す。 指導管理料を識別する項目 ※背反関係は標準仕様の別表5を参照
96 音示・通知関連番号 部分 97 告示・通知関連番号 反分番号 98 音示・通知関連番号 積番 100 年齢加算(1)上限年齢 101 年齢加算(1)注加算診療行為コード 102 年齢加算(2)注加算診療行為コード 103 年齢加算(2)上限年齢 104 年齢加算(2)注加算診療行為コード 105 年齢加算(2)注加算診療行為コード 106 年齢加算(3)注加算診療行為コード 107 年齢加算(3)注加算診療行為コード 108 年齢加算(3)注加算診療行為コード 109 年齢加算(3)注加算診療行為コード 101 年齢加算(3)注加算診療行為コード 102 年齢加算(3)注加算診療行為コード 103 年齢加算(3)注加算診療行為コード 104 年齢加算(3)注加算診療行為コード 105 年齢加算(3)注加算診療行為コード 106 年齢加算(3)注加算診療行為コード 107 年齢加算(3)注加算診療行為コード 108 年齢加算(4)上限年齢 109 年齢加算(4)注加算診療行為コード 101 年齢加算(4)注加算診療行為コード 102 年齢加算(3)注加算診療行為コード 103 年齢加算(4)注加算診療行為コード 104 年齢加算(4)注加算診療行為コード 105 年齢加算(4)注加算診療行為コード 106 年齢加算(4)注加算診療行為コード 107 年齢加算(4)注加算診療行為コード 110 年齢加算(4)注加算診療行為コード 111 日の 年齢加算(3)注加算診療行為コード 112 日の 年齢加算(3)注加算診療行為コード 113 基本漢字名称 114 副鼻腔手術用內視鏡加算 115 日の 年齢加算(3)注加算診療行為コード 116 長時間飛砕管理加算 117 点数表区分番号	95	告示·通知関連番号 章	95	50	検査等実施判断区分	57	検査、画像診断、病理診断について、当該検査等に対応する診断料・判
98 告示・通知関連番号 項番 100 年齢加算(1)下限年齢 101 年齢加算(1)上限年齢 102 年齢加算(2)下限年齢 104 年齢加算(2)下限年齢 105 年齢加算(2)注加算診療行為コード 106 年齢加算(3)下限年齢 107 年齢加算(3)下限年齢 108 年齢加算(4)下限年齢 109 年齢加算(4)下限年齢 100 年齢加算(4)下限年齢 110 年齢加算(4)注取質診療行為コード 111 年齢加算(4)注取質診療行為コード 111 日	97	告示·通知関連番号 区分番号			逓減対象区分		断料が算定可能なグループを表す。 2回目以降について逓減計算の対象となる検査等を表す。
100 年齢加算(1)下限年齢       100 年齢加算(1)上限年齢       101 年齢加算(1)上限年齢       60 閉鎖循環式全身麻酔の専用コード         102 年齢加算(1)注加算診療行為コード       102 年齢加算(2)下限年齢       103 36 上限回数       8 実日数・回数       8 装診療行為の算定回数と実日数の関係を表す。         104 年齢加算(2)上限年齢       105 年齢加算(2)注加算診療行為コード       106 年齢加算(2)注加算診療行為コード       105 40 通則年齢       40 通別年齢							当該診療行為コードが医薬品と関連するかを表す。
102 年齢加算(1)注加算診療行為コード   103 年齢加算(2)下限年齢   104 年齢加算(2)注加算診療行為コード   105 年齢加算(3)下限年齢   106 年齢加算(3)下限年齢   107 年齢加算(3)注加算診療行為コード   108 年齢加算(3)注加算診療行為コード   108 年齢加算(3)注加算診療行為コード   109 年齢加算(4)注取算診療行為コード   111 年齢加算(4)注取算診療行為コード   111 年齢加算(4)注取算診療行為コード   112 異動関連   113 基本漢字名称   114 副鼻腔手術用內視鏡加算   115   116 長時間麻醉管理加算   115   116 長時間麻醉管理加算   117 点数表区分番号   109 年齢加算(4)下限年齢   109 年齢加算(3)注加算診療行為コード   116 長時間麻醉管理加算   117   109 年齢加算(4)下限年齢   109 年齢加算(4)下限年齢   101 年齢加算(3)注加算診療行為コード   106 年齢加算(3)注加算診療行為コード   107 年齢加算(3)注加算診療行為コード   108 年齢加算(3)注加算診療行為コード   109 年齢加算(3)注加算診療行為コード   109 年齢加算(3)注加算診療行為コード   109 年齢加算(3)注加算診療行為コード   109 年齢加算(4)下限年齢   101 日本齢加算(3)注加算診療行為コード   109 年齢加算(4)下限年齢   100 年齢加算(4)下限   100 年齢   1	100	年齢加算(1)下限年齢	100	23	麻酔計算識別	60	閉鎖循環式全身麻酔の専用コード
104 年齢加算(2)上限年齢   104   105 年齢加算(2)注加算診療行為コード   106 年齢加算(3)下限年齢   107 年齢加算(3)上限年齢   108 年齢加算(3)注加算診療行為コード   108 年齢加算(4)下限年齢   109 年齢加算(4)上限年齢   100 年齢加算(1)上限年齢   100 年齢加算(2)上限年齢   111   103 年齢加算(2)上限年齢   112   104 年齢加算(2)上限年齢   113 基本漢字名称   114 副鼻腔手術用內視鏡加算   115 副鼻腔手術用內視鏡加算   116 長時間麻醉管理加算   116 長時間麻醉管理加算   116 長時間麻醉管理加算   117 点数表区分番号   117   109 年齢加算(3)下限年齢   117   109 年齢加算(4)下限年齢   117   109 年齢加算(4)下限年齢   118   118   119   119   119   110	102	年齢加算(1)注加算診療行為コード	102	28	実日数·回数	61	※ 詳細はマスターファイル仕様説明書別紙11参照
106 年齢加算(3)下限年齢     106 41 下限年齢       107 年齢加算(3)上限年齢     42 上限年齢       108 年齢加算(3)注加算診療行為コード     108 100 年齢加算(1)下限年齢       109 年齢加算(4)下限年齢     109 年齢加算(1)上限年齢       110 年齢加算(4)上限年齢     100 年齢加算(1)上限年齢       111 年齢加算(4)上限年齢     110 年齢加算(2)下限年齢       112 異助関連     112 日本漢字名称       113 基本漢字名称     113 固身腔手術用內視鏡加算       115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算     116 長時間麻醉管理加算       116 長時間麻醉管理加算     116 日の8 年齢加算(3)上限年齢       117 点数表区分番号     109 年齢加算(4)下限年齢	104	年齡加算(2)上限年齡	104	37	上限回数エラー処理	62	
107 年齢加算(3)上限年齢     107 年齢加算(3)上限年齢       108 年齢加算(3)注加算診療行為コード     108 年齢加算(1)下限年齢       109 年齢加算(4)下限年齢     100 年齢加算(1)上限年齢       110 年齢加算(4)上限年齢     101 年齢加算(1)上限年齢       111 年齢加算(4)注加算診療行為コード     111 日の 年齢加算(2)下限年齢       112 異助関連     112 年齢加算(2)上限年齢       113 基本漢字名称     113 固身腔手術用内視鏡加算       115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算     116 長時間麻醉管理加算       116 長時間麻醉管理加算     108 年齢加算(3)上限年齢       117 点数表区分番号     109 年齢加算(3)上限年齢       117     109 年齢加算(3)上限年齢       118     107 年齢加算(3)上限年齢       119     108 年齢加算(3)上限年齢       110     109 年齢加算(3)上限年齢       110     100 年齢加算(3)上限年齢       111 日の8 年齢加算(3)上限年齢     100 年齢加算(3)上限年齢       110 日本・加算(3)上限年齢     100 年齢加算(3)上限年齢       110 日本・加算(3)上の異常による。       111 日本・加算(3)上の異常による。       112 日本・加算(3)上の異常による。       113 日本・加算(3)上の異常による。       114 日本・加算(3)上の異常による。       115 日本・加算(3)上の異常による。       117 日本・加算(3)上の異常による。       118 日本・加算(3)上の異常による。       119 日本・加算(3)上の異常による。       110 日本・加算(4)下限年齢       111 日本・加算(4)下限(4)下限(4)下限(4)下限(4)下限(4)下限(4)下限(4)下限						63	当該診療行為の算定可能な年齢を表す。
109 年齢加算(4)下限年齢   109   101 年齢加算(1)上限年齢   102 年齢加算(1)注加算診療行為コード   111 年齢加算(4)注加算診療行為コード   111 年齢加算(4)注加算診療行為コード   112 異動関連   112   104 年齢加算(2)注加算診療行為コード   113 基本漢字名称   113 基本漢字名称   114 副鼻腔手術用内視鏡加算   114 副鼻腔手術用内視鏡加算   115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算   115   107 年齢加算(3)上限年齢   116 長時間麻醉管理加算   116	107	年齢加算(3)上限年齢	107	42	上限年齡	1	当該診療行為に算定可能な注加算の診療行為を最大4つまで登録してい
111 年齢加算(4)注加算診療行為コード     111 103 年齢加算(2)下限年齢       112 異動関連     112 年齢加算(2)上限年齢       113 基本漢字名称     113 105 年齢加算(2)注加算診療行為コード       114 副鼻腔手術用内視鏡加算     114 106 年齢加算(3)下限年齢       115 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算     115 107 年齢加算(3)上限年齢       116 長時間麻醉管理加算     116 108 年齢加算(3)注加算診療行為コード       117 点数表区分番号     119 年齢加算(4)下限年齢	109	年齢加算(4)下限年齢	109	101	年齡加算(1)上限年齡	]	
113     基本漢字名称     113     105     年齢加算(2)注加算診療行為コード     64       114     副鼻腔手術用內視鏡加算     114     106     年齢加算(3)下限年齢     107     年齢加算(3)上限年齢       115     副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算     115     107     年齢加算(3)上限年齢       116     長時間麻酔管理加算     116     108     年齢加算(3)注加算診療行為コード       117     点数表区分番号     117     109     年齢加算(4)下限年齢	111	年齢加算(4)注加算診療行為コード	111	103	年齡加算(2)下限年齡	$\exists$	
114   副鼻腔手術用内視鏡加算						<b>-</b>	
116 長時間麻酔管理加算     116     108     年齢加算(3)注加算診療行為コード       117 点数表区分番号     117     109     年齢加算(4)下限年齢	114	副鼻腔手術用内視鏡加算	114	106	年齡加算(3)下限年齡	64	
	116	長時間麻酔管理加算	116	108	年齢加算(3)注加算診療行為コード	_	
	118	非侵襲的血行動態モニタリング加算			年齡加算(4)上限年齡	$\exists$	
119   凍結保存同種組織加算   119   111   年齢加算(4)注加算診療行為コード   (注)分類符号は、本表で便宜的に付与したものでファイル仕様上の特別な意味はない。	119	凍結保存同種組織加算	119	111		 のでファイル <sup>H</sup>	    様上の特別な意味はない。

●医科診療行為マスター補助マスターテーブルと包括・被包括テーブルとの相関関係

例)インキュベーターに含まれる診療行為

### 【医科診療行為マスター補助マスターテーブル】

変更	診療行為	診療行為 省略名称	包括·被包括関連			背反関連識別					入院	算定		新設	廃止				
区分			包括 単位①	グループ 番号①	包括 単位②	グループ 番号②	包括 単位③	グループ 番号③	1日に つき	同一 月内	同時	1週間 につき	予備	予備		回数 関連	予備	年月日	年月日
	0 140028410	インキュベーター	1	J028001	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	20100401	99999999

包括・被包括テーブルのグループ番号を参照

【包括・被包括テーブル】

変区		グルー プ番号	診療行 為コード	診療行為省略名称	予備	<b>新設</b> 年月日	廃止 年月日
	0	J028001	140005610	酸素吸入	0	20100401	99999999
	0	J028001	140005750	突発性難聴に対する酸素療法	0	20100401	99999999
	0	J028001	140005810	酸素テント	0	20100401	99999999

インキュベーターに包括される診療行為

#### <解説>

医科診療行為マスター補助マスターテーブルに収載されているインキュベーターレコードの「包括・被包括関連」項目に包括・被包括テーブルとの相関関係を表すグループ番号「J028001」が設定されている。この場合、包括・被包括テーブルを参照し、同じグループ番号(この場合は「J028001」)に設定されている診療行為は、包括単位「1」より同一日にインキュベーターに包括される診療行為である。

※補助マスタテーブルの包括単位「1」は、 「同一日に含まれるもの」という意味

- ●医科診療行為マスター補助マスターテーブルと背反関連テーブルとの相関関係
  - 例) 留置カテーテル設置と背反関係にある診療行為

#### 【医科診療行為マスター補助マスターテーブル】

赤	1 シェル	診療行為診療行為		包括·被包括関連			背反関連識別				入院	算定		女に言ふ	廃止				
変更 区分		診療行為 省略名称	包括 単位①	グループ 番号①	包括 単位②	グループ 番号②	包括 単位③	グループ 番号③	1日に つき	同一 月内	同時	1週間 につき	予備	予備	基本料 回数	回数 関連	予備	<b>新設</b> 年月日	年月日
	0 14001381	0 留置カテーテル設置	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	20100401	99999999

#### 背反関連テーブル(1日につき)を参照

#### 【背反関連テーブル(1日につき)】

変更 区分	診療行 為コード①	診療行為省略名称①	診療行 為コード②	診療行為省略名称	背反 区分	特例 条件	予備	新設 年月日	廃止 年月日
0	140013810	留置カテーテル設置	140013110	膀胱洗浄	3	0	0	20100401	99999999
0	140013810	留置カテーテル設置	140013250	後部尿道洗浄(ウルグマン)	3	0	0	20100401	99999999
0	140013810	留置カテーテル設置	140013350	膀胱洗浄及び膀胱内薬液注入(カテーテル留置)	3	0	0	20100401	99999999
0	140013810	留置カテーテル設置	140014010	導尿(尿逆拡張)	3	0	0	20100401	99999999
0	140013110	膀胱洗浄	140013810	留置がテーテル設置	3	0	0	20100401	99999999
0	140013250	後部尿道洗浄(ウルツマン)	140013810	4 置カテーテル設置	3	0	0	20100401	99999999
0	140013350	膀胱洗浄及び膀胱内薬液注入(カテーテル留置)	140012810	留置カテーテル設置	3	0	0	20100401	99999999
0	140014010	導尿(尿道拡張)	1/0013810	留置カテーテル設置	3	0	0	20100401	99999999
					٠				

背反関連テーブル (同一月内) を参照

【背反関連テーブル(同一月内)】

背反区分

- 1:診療行為コード①を算定する
- 2:診療行為コード②を算定する
- 3:何れか一方を算定する

変更 区分	診療行 為コード①	診療行為省略名称①	診療行 為コード②	診療行為省略名称②	背反 区分	特例 条件	予備	<b>新設</b> 年月日	廃止 年月日
0	140013810	留置カテーテル設置	114004410	在宅自己導尿指導管理料	2	1	0	20100401	99999999
0	140013810	留置カテーテル設置	114005810	在宅寝たきり患者処置指導管理料	2	1	0	20100401	99999999
0	114004410	在宅自己導尿指導管理料	140013810	留置カテーテル設置	1	1	0	20100401	99999999
0	114005810	在宅寝たきり患者処置指導管理料	140013810	留置カテーテル設置	1	1	0	20100401	99999999

#### <解説>

医科診療行為マスター補助マスターテーブルに収載されている留置カテーテル設置レコードの「背反関連識別」項目に背反関連テーブルとの相関関係を表す1日につきフラグ「1」が設定されている。この場合、背反関連テーブル(1日につき)を参照し、留置カテーテル設置と背反関係にある診療行為が設定されている。

#### <解説>

医科診療行為マスター補助マスターテーブルに収載されている留置カテーテル設置レコードの「背反関連識別」項目に背反関連テーブルとの相関関係を表す同一月内フラグ「1」が設定されている。この場合、背反関連テーブル(同一月内)を参照し、留置カテーテル設置と背反関係にある診療行為が設定されている。

※背反関連テーブル全てに表裏のデータを保持している。(診療行為省略名称①、②の表裏)

- ●医科診療行為マスター補助マスターテーブルと入院基本料テーブルとの相関関係
  - 例)精神療養病棟入院料に加算可能な入院基本料加算

#### 【医科診療行為マスター補助マスターテーブル】

変更	診療行為	診療行為			包括∙被	包括関連					背反関	連識別			入院	算定		新設	廃止 年月日
区分	コード	省略名称	包括 単位①	グループ 番号①	包括 単位②	グループ 番号②	包括 単位③	グループ 番号③	1日に つき	同一 月内	同時	1週間 につき	予備	予備	基本料 識別	回数 関連	予備	年月日	
0	190055010	精神療養病棟入院料	1	A312001	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	60	1	0	20100401	99999999

# 入院基本料テーブルのグループ番号を参照

### 【入院基本料テーブル】

変更区分	グルー プ番号	診療行為コード	診療行為省略名称		加算 識別	予備	<b>新設</b> 年月日	廃止 年月日
0	60	190077070	1級地地域加算		2	0	20100401	99999999
0	60	190077170	2級地地域加算	П	2	0	20100401	99999999
0	60	190120010	3級地地域加算		2	0	20100401	99999999
0	60	190077270	4級地地域加算		2	0	20100401	99999999
0	60	190120110	5級地地域加算	Ц	2	0	20100401	99999999
0	60	190077370	6級地地域加算	Ц	2	0	20100401	99999999
0	60	190106870	精神科措置入院診療加算	U	4	0	20100401	99999999
0	60	190116990	褥瘡患者管理加算	Ц	8	0	20100401	99999999
0	60	190117170	基幹型臨床研修病院入院診療加算	Ц	1	0	20100401	99999999
0	60	190117270	離島加算	Ц	3	0	20100401	99999999
0	60	190119910	協力型臨床研修病院入院診療加算	Ц	1	0	20100401	99999999
0	60	190120410	栄養管理実施加算	Ц	6	0	20100401	99999999
0	60	190120510	医療安全対策加算1		7	0	20100401	99999999
0	60	190127810	精神科地域移行実施加算	Ц	5	0	20100401	99999999
0	60	190136910	医療安全対策加算2		7	0	20100401	99999999

#### <解説>

医科診療行為マスター補助マスターテーブルに収載されている精神療養病棟入院料レコードの「入院基本料識別」項目に入院基本料テーブルとの相関関係を表すグループ番号フラグ「60」が設定されている。この場合、入院基本料テーブルを参照し、同じグループ番号(この場合は「60」)に設定されている診療行為は、入院基本料加算として精神療養病棟入院料に加算可能な診療行為である。

同じ加算識別の診療行為は併算定不可。 (例)1級地から6級地まである地域加算は加 算識別が「2」であるため、1級地から6級地地 域加算のうち、1つしか算定できない。

精神療養病棟入院料に加算できる診療行為

- ●医科診療行為マスター補助マスターテーブルと算定回数テーブルとの相関関係
  - 例)精神科訪問看護・指導料(1)が算定可能な上限回数

### 【医科診療行為マスター補助マスターテーブル】

変更	診療行為	診療行為			包括·被	包括関連				,	背反関	連識別			入院	算定		新設	廃止 年月日
区分	コード	省略名称	包括 単位①	グループ 番号①	包括 単位②	グループ 番号②	包括 単位③	グループ 番号③	1日に つき	同一 月内	同時	1週間 につき	予備	予備	基本料 識別	回数 関連	予備	年月日	
(	180008110	精神科訪問看護・指導料(1)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	20100401	99999999

#### 算定回数テーブルを参照

# 【算定回数テーブル】◆

変更 区分	診療行為 コード	診療行為省略名称	算定単位 コード	算定単位 名称	算定 回数	特例 条件	<b>新設</b> 年月日	廃止 年月日
0	180008110	精神科訪問看護・指導料(1)	138	週	3	1	20100401	99999999
0	180008110	精神科訪問看護・指導料(1)	121	目	1	0	20100401	99999999
0	180017510	精神科訪問看護・指導料 (2)	138	週	3	0	20100401	99999999
0	180017510	精神科訪問看護・指導料 (2)	121	月	1	0	20100401	99999999
0	180012610	持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	131	月	1	0	20100401	99999999
0	180026410	医療保護入院等診療料	53	患者当り	1	0	20100401	99999999
0	180703710	重度認知症患者デイ・ケア料	121	日	1	0	20100401	99999999
0	150017850	絆創膏固定術	138	週	1	1	20100401	99999999
0	140048610	重度褥瘡処置(100cm2未満)	121	月	1	0	20100401	99999999
0	140048710	重度褥瘡処置(100cm2以上500cm2未満)	121	目	1	0	20100401	99999999
0	140048810	重度褥瘡処置(500cm2以上3000cm2未満)	121	目	1	0	20100401	99999999
0	140048910	重度褥瘡処置(3000cm2以上6000cm2未満)	121	日	1	0	20100401	99999999
0	140049010	重度褥瘡処置 (6000cm2以上)	121	日	1	0	20100401	99999999
:	:	:	:	:		:	:	::

### <解説>

医科診療行為マスター補助マスターテーブルに収載されている精神科訪問看護・指導料(1)レコードの「算定回数関連」項目に、算定回数テーブルとの相関関係を表すフラグ「1」が設定されている。この場合、算定回数テーブルを参照し、当該診療行為の算定可能な上限回数(精神科訪問看護・指導料(1)の場合、1日に1回あるいは週3回まで算定可能。)が設定されている。

# 包括・被包括関連グループ番号一覧

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
1	A000001	111000110	初診	Α	000	00	01
		111012510	初診(文書による紹介がない患者)	Α	000	00	01
		111012710	初診(妥結率5割以下)	Α	000	00	02
2	A002001	112011310	外来診療料	Α	002	00	00
		112011710	同日外来診療料	Α	002	00	00
		112016310	外来診療料(他医療機関へ文書紹介の申出を行っている患者)	Α	002	00	01
		112016550	同日外来診療料(他医療機関へ文書紹介の申出を行っている患者)	Α	002	00	01
		112017310	外来診療料(妥結率5割以下)	Α	002	00	02
		112017450	同日外来診療料(妥結率5割以下)	Α	002	00	02
		112016210	外来診療料(同一日複数科受診時の2科目)	A	002	00	03
		112016410	外来診療料(同一日複数科受診時の2科目・文書紹介申出患者)	A	002	00	03
- 0	A 100001	112017610	外来診療料(同一日複数科受診時の2科目・妥結率5割以下)	A	002	00	03
3	A100001	190162210	一般病棟・療養病棟入院基本料1(A)	A	100	00	16
		190162410	一般病棟·療養病棟入院基本料1(B)	A	100	00	16
		190162610	一般病棟·療養病棟入院基本料1(C)	A	100	00	16
		190162810	一般病棟·療養病棟入院基本料1(D)	A	100	00	16
		190163010	一般病棟·療養病棟入院基本料1(E)	A	100	00	16
		190163210	一般病棟·療養病棟入院基本料1(F)	A	100	00	16
		190163410	一般病棟・療養病棟入院基本料1(G)	A	100	00	16
		190163610	一般病棟・療養病棟入院基本料1(H)	A	100	00	16
		190163810	一般病棟・療養病棟入院基本料1(I)	A	100	00	16
		190121310	療養病棟入院基本料1(入院基本料A)	A	101	00	01
		190121410	療養病棟入院基本料1(入院基本料B)	A	101	00	01
		190121510	療養病棟入院基本料1(入院基本料C)	A	101	00	01
		190121610	療養病棟入院基本料1(入院基本料D)	A	101	00	01
		190121710	療養病棟入院基本料1(入院基本料E)	A	101	00	01
		190123710	療養病棟入院基本料1(入院基本料A)(生活療養) 療養病棟入院基本料1(入院基本料B)(生活療養)	A	101	00	01 01
		190123810 190123910	療養病棟入院基本料1(入院基本料D)(生活療養) 療養病棟入院基本料1(入院基本料C)(生活療養)	A	101	00	01
		190123910	療養病棟入院基本料1(入院基本料D)(生活療養)	A	101	00	01
		190124010	療養病棟入院基本料1(入院基本料E)(生活療養)	A	101	00	01
		190131610	療養病棟入院基本料1(入院基本料F)	A	101	00	01
		190131710	療養病棟入院基本料1(入院基本料F)(生活療養)	A	101	00	01
		190131710	療養病棟入院基本料1(入院基本料G)	A	101	00	01
		190131910	療養病棟入院基本料1(入院基本料G)(生活療養)	A	101	00	01
		190132010	療養病棟入院基本料1(入院基本料H)	A	101	00	01
		190132010	療養病棟入院基本料1(入院基本料H)(生活療養)	A	101	00	01
		190132210	療養病棟入院基本料1(入院基本料1)	A	101	00	01
		190132310	療養病棟入院基本料1(入院基本料1)(生活療養)	A	101	00	01
		190132310	療養病棟入院基本料2(入院基本料A)	A	101	00	02
		190132510	療養病棟入院基本料2(入院基本料4)(生活療養)	A	101	00	02
		190132610	療養病棟入院基本料2(入院基本料B)	A	101	00	02
		190132710	療養病棟入院基本料2(入院基本料B)(生活療養)	A	101	00	02
		190132810	療養病棟入院基本料2(入院基本料C)	A	101	00	02
		190132910	療養病棟入院基本料2(入院基本料C)(生活療養)	A	101	00	02
		190133010	療養病棟入院基本料2(入院基本料D)	A	101	00	02
		190133110	療養病棟入院基本料2(入院基本料D)(生活療養)	A	101	00	02
		190133210	療養病棟入院基本料2(入院基本料E)	Α	101	00	02
		190133310	療養病棟入院基本料2(入院基本料E)(生活療養)	Α	101	00	02
		190133410	療養病棟入院基本料2(入院基本料F)	Α	101	00	02
		190133510	療養病棟入院基本料2(入院基本料F)(生活療養)	Α	101	00	02
		190133610	療養病棟入院基本料2(入院基本料G)	Α	101	00	02
		190133710	療養病棟入院基本料2(入院基本料G)(生活療養)	Α	101	00	02
		190133810	療養病棟入院基本料2(入院基本料H)	Α	101	00	02
		190133910	療養病棟入院基本料2(入院基本料H)(生活療養)	Α	101	00	02
		190134010	療養病棟入院基本料2(入院基本料I)	Α	101	00	02
	1	190134110	療養病棟入院基本料2(入院基本料1)(生活療養)	Α	101	00	02

# 包括・被包括関連グループ番号一覧

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		190121810	療養病棟入院基本料(特別入院基本料)	Α	101	00	03
		190124210	療養病棟入院基本料(特別入院基本料)(生活療養)	Α	101	00	03
		190166110	療養病棟入院基本料2(A)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166210	療養病棟入院基本料2(A)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166310	療養病棟入院基本料2(B)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166410	療養病棟入院基本料2(B)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166510	療養病棟入院基本料2(C)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166610	療養病棟入院基本料2(C)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166710	療養病棟入院基本料2(D)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166810	療養病棟入院基本料2(D)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190166910	療養病棟入院基本料2(E)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167010	療養病棟入院基本料2(E)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167110	療養病棟入院基本料2(F)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167210	療養病棟入院基本料2(F)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167310	療養病棟入院基本料2(G)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167410	療養病棟入院基本料2(G)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167510	療養病棟入院基本料2(H)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167610	療養病棟入院基本料2(H)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	Α	101	00	03
		190167710	療養病棟入院基本料2(I)(夜勤時間超過減算)	A	101	00	03
		190167810	療養病棟入院基本料2(I)(生活療養)(夜勤時間超過減算)	A	101	00	03
		190183710	療養病棟入院基本料2(A)(看護職員数等経過措置)	Α	101	00	09
		190183810	療養病棟入院基本料2(A)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190183910	療養病棟入院基本料2(B)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184010	療養病棟入院基本料2(B)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184110	療養病棟入院基本料2(C)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184210	療養病棟入院基本料2(C)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184310	療養病棟入院基本料2(D)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184410	療養病棟入院基本料2(D)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184510	療養病棟入院基本料2(E)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184610	療養病棟入院基本料2(E)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	Α	101	00	09
		190184710	療養病棟入院基本料2(F)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184810	療養病棟入院基本料2(F)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190184910	療養病棟入院基本料2(G)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190185010	療養病棟入院基本料2(G)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	Α	101	00	09
		190185110	療養病棟入院基本料2(H)(看護職員数等経過措置)	A	101	00	09
		190185210	療養病棟入院基本料2(H)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	Α	101	00	09
			療養病棟入院基本料2(I)(看護職員数等経過措置)	Α	101	00	09
		190185410	療養病棟入院基本料2(1)(生活療養)(看護職員数等経過措置)	Α	101	00	09
		190185510	療養病棟入院基本料2(A)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190185610	療養病棟入院基本料2(A)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190185710	療養病棟入院基本料2(B)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190185810	療養病棟入院基本料2(B)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190185910	療養病棟入院基本料2(C)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190186010	療養病棟入院基本料2(C)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190186110	療養病棟入院基本料2(D)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190186210	療養病棟入院基本料2(D)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190186310	療養病棟入院基本料2(E)(夜勤時間特別入院基本料)	Α	101	00	10
		190186410	療養病棟入院基本料2(E)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190186510	療養病棟入院基本料2(F)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190186610	療養病棟入院基本料2(F)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190186710	療養病棟入院基本料2(G)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190186810	療養病棟入院基本料2(G)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190186910	療養病棟入院基本料2(H)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190187010	療養病棟入院基本料2(H)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190187110	療養病棟入院基本料2(1)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190187210	療養病棟入院基本料2(1)(生活療養)(夜勤時間特別入院基本料)	A	101	00	10
		190161210	特定入院基本料(障害者施設等入院基本料)	A	106	00	08
		190161310	特定入院基本料(障害者施設等入院基本料)(夜勤時間超過減算)	A	106	00	08
1	!				. 50		

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		190189410	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190189510	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分1の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190189610	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190189710	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分1の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190189810	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190189910	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分1の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190190010	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分2の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190190110	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分1の患者に相当するもの)	Α	106	00	09
		190198910	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190199010	障害者施設等7対1入院基本料(医療区分1)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190199110	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190199210	障害者施設等10対1入院基本料(医療区分1)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190199310	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190199410	障害者施設等13対1入院基本料(医療区分1)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190199510	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分2)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190199610	障害者施設等15対1入院基本料(医療区分1)(夜勤時間超過減算)	Α	106	00	09
		190157210	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(A)	Α	317	00	11
		190157610	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(B)	Α	317	00	11
		190158010	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(C)	Α	317	00	11
		190158410	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(D)	Α	317	00	11
		190158810	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(E)	Α	317	00	11
		190159210	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(F)	Α	317	00	11
		190159610	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(G)	Α	317	00	11
		190160010	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(H)	Α	317	00	11
		190160410	特定一般病棟·療養病棟入院基本料1(I)	Α	317	00	11
4	A109001	190155210	療養病床以外·有床診療所療養病床入院A	Α	108	00	13
		190155410	療養病床以外·有床診療所療養病床入院A(生活療養)	Α	108	00	13
		190155610	療養病床以外·有床診療所療養病床入院B	Α	108	00	13
		190155810	療養病床以外・有床診療所療養病床入院B(生活療養)	Α	108	00	13
		190156010	療養病床以外・有床診療所療養病床入院C	A	108	00	13
		190156210	療養病床以外・有床診療所療養病床入院C(生活療養)	A	108	00	13
		190156410	療養病床以外・有床診療所療養病床入院D	A	108	00	13
		190156610	療養病床以外・有床診療所療養病床入院D(生活療養)	A	108	00	13
		190156810 190157010	療養病床以外·有床診療所療養病床入院E 療養病床以外·有床診療所療養病床入院E(生活療養)	Α	108 108	00	13
		190137010	療養病床以外・有床診療所療養病床入院基本料A	A	108	00	01
			有床診療所療養病床入院基本科A(生活療養)	A	109	00	01
		190124310	有床診療所療養病床入院基本科B	A	109	00	02
		190124410	有床診療所療養病床入院基本料B(生活療養)	A	109	00	02
		190122210	有床診療所療養病床入院基本料C	A	109	00	03
		190124510	有床診療所療養病床入院基本科C(生活療養)	A	109	00	03
		190122310	有床診療所療養病床入院基本料D	A	109	00	04
		190124610	有床診療所療養病床入院基本料D(生活療養)	A	109	00	04
		190122410	有床診療所療養病床入院基本料E	A	109	00	05
		190124710	有床診療所療養病床入院基本料E(生活療養)	A	109	00	05
		190122510	有床診療所療養病床入院基本料(特別入院基本料)	Α	109	00	06
		190124810	有床診療所療養病床入院基本料(特別入院基本料)(生活療養)	Α	109	00	06
5	A300001	190024510	救命救急入院料1(3日以内)	Α	300	00	01
		190074510	救命救急入院料1(8日以上14日以内)	Α	300	00	01
		190128610	救命救急入院料1(4日以上7日以内)	Α	300	00	01
		190024310	救命救急入院料2(3日以内)	Α	300	00	02
		190024410	救命救急入院料2(8日以上14日以内)	Α	300	00	02
		190128710	救命救急入院料2(4日以上7日以内)	Α	300	00	02
		190138110	救命救急入院料3(救命救急入院料)(3日以内)	Α	300	00	03
		190138210	救命救急入院料3(救命救急入院料)(4日以上7日以内)	Α	300	00	03
		190138310	救命救急入院料3(救命救急入院料)(8日以上14日以内)	Α	300	00	03
		190138410	救命救急入院料3(広範囲熱傷特定集中治療·3日以内)	Α	300	00	03
		190138510	救命救急入院料3(広範囲熱傷特定集中治療·4日~7日)	Α	300	00	03
1	ı İ	100100010	738  73  32  32  33  33  33  33  33  33  33	_ ^	300	00	US

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		190138610	  救命救急入院料3(広範囲熱傷特定集中治療・8日~60日)	Α	300	00	03
		190138710	救命救急入院料4(救命救急入院料)(3日以内)	Α	300	00	04
		190138810	救命救急入院料4(救命救急入院料)(4日以上7日以内)	Α	300	00	04
		190138910	救命救急入院料4(救命救急入院料)(8日以上14日以内)	Α	300	00	04
		190139010	救命救急入院料4(広範囲熱傷特定集中治療・3日以内)	Α	300	00	04
		190139110	救命救急入院料4(広範囲熱傷特定集中治療·4日~7日)	Α	300	00	04
		190139210	救命救急入院料4(広範囲熱傷特定集中治療·8日~14日)	Α	300	00	04
		190139310	救命救急入院料4(広範囲熱傷特定集中治療·15日~60日)	Α	300	00	04
6	A301001	190174410	特定集中治療室管理料1(7日以内)	Α	301	00	01
		190174510	特定集中治療室管理料1(8日以上14日以内)	Α	301	00	01
		190174610	特定集中治療室管理料2(特定集中治療室管理料・7日以内)	Α	301	00	02
		190174710	特定集中治療室管理料2(特定集中治療室管理料・8日~14日)	Α	301	00	02
		190174810	特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療・7日以内)	Α	301	00	02
		190174910	特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療・8日~60日)	Α	301	00	02
		190116310	特定集中治療室管理料3(7日以内)	Α	301	00	03
		190116410	特定集中治療室管理料3(8日以上14日以内)	Α	301	00	03
		190139810	特定集中治療室管理料4(特定集中治療室管理料・7日以内)	Α	301	00	04
		190139910	特定集中治療室管理料4(特定集中治療室管理料・8日~14日)	A	301	00	04
		190140010	特定集中治療室管理料4(広範囲熱傷特定集中治療・7日以内)	Α	301	00	04
		190140110	特定集中治療室管理料4(広範囲熱傷特定集中治療・8日~60日)	Α	301	00	04
7	A301021	190175010	ハイケアユニット入院医療管理料1	A	301	02	01
		190175110	ハイケアユニット入院医療管理料2	A	301	02	02
8	A301031	190120810	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	A	301	03	00
9	A301041	190149910	小児特定集中治療室管理料(7日以内)	A	301	04	01
		190150010	小児特定集中治療室管理料(8日以上)	A	301	04	02
10	A302001	190024710	新生児特定集中治療室管理料1	A	302	00	01
		190140410	新生児特定集中治療室管理料2	A	302	00	02
11	A303001	190066710	総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児)	A	303	00	01
12	A303002	190066810	総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)	A	303	00	02
13	A303021	190140510	新生児治療回復室入院医療管理料	Α	303	02	00
14	A305001	190194310	一類感染症患者入院医療管理料(14日以内)	Α	305	00	01
		190194410	一類感染症患者入院医療管理料(15日以上)	A	305	00	02
15	A306001	190075710	特殊疾患入院医療管理料	Α	306	00	00
		190194510	特殊疾患入院医療管理料(医療区分2の患者に相当するもの)	Α	306	00	03
		190194610	特殊疾患入院医療管理料(医療区分1の患者に相当するもの)	Α	306	00	03
16	A307001	190129310	小児入院医療管理料1	Α	307	00	01
		190140710	小児入院医療管理料2	Α	307	00	02
17	A307002	190111110	小児入院医療管理料3	Α	307	00	03
		190111210	小児入院医療管理料4	Α	307	00	04
18	A307003	190075810	小児入院医療管理料5	Α	307	00	05
19	A308001	190150110	回復期リハビリテーション病棟入院料1	A	308	00	01
		190150210	回復期リハビリテーション病棟入院料1(生活療養)	A	308	00	01
		190141610	回復期リハビリテーション病棟入院料2	A	308	00	02
		190141710	回復期リハビリテーション病棟入院料2(生活療養)	A	308	00	02
		190141810	回復期リハビリテーション病棟入院料3	A	308	00	03
		190141910	回復期リハビリテーション病棟入院料3(生活療養)	A	308	00	03
20	A308031	190175310	地域包括ケア病棟入院料1	A	308	03	01
		190175410	地域包括ケア病棟入院料1(生活療養を受ける場合)	A	308	03	01
		190175510	地域包括ケア入院医療管理料1	A	308	03	02
		190175610	地域包括ケア入院医療管理料1(生活療養を受ける場合)	A	308	03	02
		190175710	地域包括ケア病棟入院料2	A	308	03	03
		190175810	地域包括ケア病棟入院料2(生活療養を受ける場合)	A	308	03	03
		190175910	地域包括ケア入院医療管理料2	A	308	03	03
		190176010	地域包括ケア入院医療管理料2(生活療養を受ける場合)	A	308	03	04
		190176010	地域包括ケア病棟入院料1(特定地域)	A	308	03	05
		190176110	地域包括ケア病棟入院科(特定地域) 地域包括ケア病棟入院料1(生活療養を受ける場合)(特定地域)	A	308	03	05
		190176210	地域包括ケア入院医療管理料1(特定地域)	A	308	03	06
		190176310	地域包括ケア入院医療管理料1(生活療養を受ける場合)(特定地域)	A	308	03	06

No.	グループ 番号	診療行為 コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項
		190176510		Α	308	03	07
		190176610	地域包括ケア病棟入院料2(生活療養を受ける場合)(特定地域)	A	308	03	07
		190176710	地域包括ケア入院医療管理料2(特定地域)	Α	308	03	08
		190176810	地域包括ケア入院医療管理料2(生活療養を受ける場合)(特定地域)	A	308	03	08
21	A309001	190055210	特殊疾患病棟入院料1	A	309	00	0.
		190055310	特殊疾患病棟入院料2	A	309	00	02
		190195010	特殊疾患病棟入院料1(医療区分2の患者に相当するもの)	Α	309	00	04
		190195110	特殊疾患病棟入院料1(医療区分1の患者に相当するもの)	Α	309	00	04
		190195210	特殊疾患病棟入院料2(医療区分2の患者に相当するもの)	Α	309	00	04
		190195310	特殊疾患病棟入院料2(医療区分1の患者に相当するもの)	Α	309	00	04
22	A310001	190028910	緩和ケア病棟入院料(30日以内)	A	310	00	0
		190150510	緩和ケア病棟入院料(31日以上60日以内)	A	310	00	0
		190150610	緩和ケア病棟入院料(61日以上)	A	310	00	0
23	A311001	190111410	精神科救急入院料1(31日以上)	Α	311	00	0
		190121010	精神科救急入院料1(30日以内)	A	311	00	0
		190130010	精神科救急入院料2(30日以内)	A	311	00	0
		190130110	精神科救急入院料2(31日以上)	A	311	00	0
24	A311021	190066910	精神科急性期治療病棟入院料1(31日以上)	Α	311	02	0
		190121110	精神科急性期治療病棟入院料1(30日以内)	A	311	02	0
25	A311022	190067010	精神科急性期治療病棟入院料2(31日以上)	A	311	02	0
		190121210	精神科急性期治療病棟入院料2(30日以内)	A	311	02	0
26	A311031	190130210	精神科救急·合併症入院料(30日以内)	A	311	03	0
		190130310	精神科救急·合併症入院料(31日以上)	A	311	03	0
27	A311041	190151110	児童・思春期精神科入院医療管理料	A	311	04	0
28	A312001	190055010	精神療養病棟入院料	Α	312	00	0
29	A314001	190151610	認知症治療病棟入院料1(30日以内)	A	314	00	0
		190151710	認知症治療病棟入院料2(30日以内)	A	314	00	0
30	A314002	190740010	認知症治療病棟入院料1(61日以上)	A	314	00	0
		190813510	認知症治療病棟入院料2(61日以上)	A	314	00	0
31	A314003	190739910	認知症治療病棟入院料1(31日以上60日以内)	A	314	00	0
		190813410	認知症治療病棟入院料2(31日以上60日以内)	A	314	00	0
32	A317001	190182310	特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理1)	A	317	00	1
		190182410	特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理2)	A	317	00	1
33	A318001	190195510	地域移行機能強化病棟入院料	A	318	00	0
34	A400001	190076710	短期滞在手術等基本料1	A	400	00	0
35	A400002	190076810	短期滞在手術等基本料2	A	400	00	0
00	71100002		短期滞在手術等基本料2(生活療養)	A	400	00	0
36	A400003		短手3(終夜睡眠ポリグラフィー1(携帯用装置))	A	400	00	0
00	7110000	190177710	短手3(終夜睡眠ポリグラフィー1(携帯用装置))(生活療養)	A	400	00	0
			短手3(終夜睡眠ポリグラフィー2(多点感圧センサ))	A	400	00	0
			短手3(終夜睡眠ポリグラフィー2(多点感圧センサ))(生活療養)	A	400	00	0
		190177910	短手3(終夜睡眠ポリグラフィー3(1及び2以外))	A	400	00	0
		190178110	短手3(終夜睡眠ポリグラフィー3(1及び2以外))(生活療養)	A	400	00	0
		190178210	短手3(小児食物アレルギー負荷検査)	A	400	00	0
		190178310	短手3(小児食物アレルギー負荷検査)(生活療養)	A	400	00	0
			短手3(前立腺針生検法)	A	400	00	0
		190178410	短手3(前立腺針生検法)(生活療養)	A	400	00	0
		190178610	短手3(腋臭症手術(皮膚有毛部切除術))	1 -	400	00	0
		190178610	短于3(脓吴延于州(及隋有毛部切除術))(生活療養)	A	400	00	0
		190178710	短手3(胺吴延士州(及慣有毛部切除例))(生活療養) 短手3(関節鏡下手根管開放手術)	A	400	00	0
			短手3(関節鏡下手根管開放手術)(生活療養)	A	400	00	0
			短手3(関即鏡下手依官開放手術八生活療養) 短手3(胸腔鏡下交感神経節切除術(両側))	_	400	00	0
		190179010		A			+
		190179110	短手3(胸腔鏡下交感神経節切除術(両側))(生活療養)	Α	400	00	0
		190179210	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・片側)	Α	400	00	0
		190179310	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・片側)(生活療養)	A	400	00	0
		190179410	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・片側)	A	400	00	0
		190179510	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・片側)(生活療養)	Α	400	00	C

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		190179710	短手3(乳腺腫瘍摘出術(長径5cm未満))(生活療養)	Α	400	00	03
		190179810	短手3(下肢静脈瘤手術(抜去切除術))	Α	400	00	03
		190179910	短手3(下肢静脈瘤手術(抜去切除術))(生活療養)	Α	400	00	03
		190180010	短手3(下肢静脈瘤手術(硬化療法))	Α	400	00	03
		190180110	短手3(下肢静脈瘤手術(硬化療法))(生活療養)	Α	400	00	03
		190180210	短手3(下肢静脈瘤手術(高位結紮術))	Α	400	00	03
		190180310	短手3(下肢静脈瘤手術(高位結紮術))(生活療養)	Α	400	00	03
		190180610	短手3(鼠径ヘルニア手術(15歳以上))	A	400	00	03
		190180710	短手3(鼠径ヘルニア手術(15歳以上)(生活療養)	Α	400	00	03
		190181010 190181110	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(15歳以上)) 短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(15歳以上))(生活療養)	A	400	00	03
		190181110	短手3(展歴観ド風怪ペルー/ 子州(13歳以工/)(王冶療養) 短手3(内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術2cm未満)	A	400	00	03
		190181310	短手3(内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術2cm未満)(生活療養)	A	400	00	03
		190181410	短手3(内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術2cm以上)	A	400	00	03
		190181510	短手3(内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術2cm以上)(生活療養)	A	400	00	03
		190181610	短手3(内代號的人物パリーク・石族の原制と6円以上八生石旅餐/ 短手3(痔核手術(硬化療法(四段階注射法)))	A	400	00	03
		190181710	短手3(痔核手術(硬化療法(四段階注射法)))(生活療養)	A	400	00	03
		190181710	短手3(子宮頸部(腟部)切除術)	A	400	00	03
		190181910	短手3(子宮頸部(腟部)切除術)(生活療養)	A	400	00	03
		190182010	短手3(子宮鏡下子宮筋腫摘出術)	A	400	00	03
		190182110	短手3(子宮鏡下子宮筋腫摘出術)(生活療養)	A	400	00	03
		190195910	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・両側)	A	400	00	03
		190196010	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・両側)(生活療養)	A	400	00	03
		190196110	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・両側)	A	400	00	03
		190196210	短手3(水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・両側)(生活療養)	A	400	00	03
		190196310	短手3(経皮的シャント拡張術・血栓除去術)	A	400	00	03
		190196410	短手3(経皮的シャント拡張術・血栓除去術)(生活療養)	A	400	00	03
		190196510	短手3(鼠径ヘルニア手術(3歳未満))	Α	400	00	03
		190196610	短手3(鼠径ヘルニア手術(3歳以上6歳未満))	Α	400	00	03
		190196710	短手3(鼠径ヘルニア手術(6歳以上15歳未満))	Α	400	00	03
		190196810	短手3(鼠径ヘルニア手術(3歳未満))(生活療養)	Α	400	00	03
		190196910	短手3(鼠径ヘルニア手術(3歳以上6歳未満))(生活療養)	Α	400	00	03
		190197010	短手3(鼠径ヘルニア手術(6歳以上15歳未満))(生活療養)	Α	400	00	03
		190197110	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(3歳未満))	Α	400	00	03
		190197210	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(3歳以上6歳未満))	Α	400	00	03
		190197310	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(6歳以上15歳未満))	Α	400	00	03
		190197410	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(3歳未満))(生活療養)	Α	400	00	03
		190197510	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(3歳以上6歳未満))生活療養	Α	400	00	03
		190197610	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(6歳以上15歳未満))生活療養	Α	400	00	03
		190197710	短手3(体外衝擊波腎・尿管結石破砕術)	Α	400	00	03
		190197810	短手3(体外衝擊波腎・尿管結石破砕術)(生活療養)	Α	400	00	03
		190197910	短手3(ガンマナイフによる定位放射線治療)	Α	400	00	03
		190198010	短手3(ガンマナイフによる定位放射線治療)(生活療養)	Α	400	00	03
37	B001001	113001210	悪性腫瘍特異物質治療管理料(尿中BTA)	В	001	00	03
38	B001002	113001310	悪性腫瘍特異物質治療管理料(その他・1項目)	В	001	00	03
		113002110	悪性腫瘍特異物質治療管理料(その他・2項目以上)	В	001	00	03
39	B001003	113002510	慢性維持透析患者外来医学管理料	В	001	00	15
40	B001004	113006510	慢性疼痛疾患管理料	В	001	00	17
41	B001005	113013610	糖尿病透析予防指導管理料	В	001	00	27
	Decisi	113015610	糖尿病透析予防指導管理料(特定地域)	В	001	00	27
42	B001021	113003510	小児科外来診療料(処方せんを交付)初診時	В	001	02	01
		113003610	小児科外来診療料(処方せんを交付)再診時	В	001	02	01
		113003710	小児科外来診療料(処方せんを交付しない)初診時	В	001	02	02
40	D001000	113003810	小児科外来診療料(処方せんを交付しない)再診時	В	001	02	02
43	B001022	113015810	地域包括診療料	В	001	02	11
4.	D001000	113018410	認知症地域包括診療料	В	001	02	13
44	B001023	113019710	小児かかりつけ診療料(処方せんを交付)(初診時)	В	001	02	15
		113019810	小児かかりつけ診療料(処方せんを交付)(再診時)	В	001	02	15

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		113019910	小児かかりつけ診療料(処方せんを交付しない)(初診時)	В	001	02	15
45	D001001	113020010	小児かかりつけ診療料(処方せんを交付しない)(再診時)	В	001	02	15
45	B001031	113003910	生活習慣病管理料(処方せんを交付)(高血圧症を主病)	В	001	03	01
		113005810	生活習慣病管理料(処方せんを交付)(脂質異常症を主病)	В	001	03	01
		113005910	生活習慣病管理料(処方せんを交付)(糖尿病を主病)	В	001	03	01
		113004010	生活習慣病管理料(処方せんを交付しない)(高血圧症を主病)	В	001	03	02
		113006010	生活習慣病管理料(処方せんを交付しない)(脂質異常症を主病)	В	001	03	02
40	D001000	113006110	生活習慣病管理料(処方せんを交付しない)(糖尿病を主病)	В	001	03	02
46	B001032	113008310	ニコチン依存症管理料(初回)	В	001	03	03
		113008410	ニコチン依存症管理料(2回目から4回目まで)	В	001	03	03
47	D001041	113008510	ニコチン依存症管理料(5回目)	В	001	03	03
47	B001041	113004110	手術前医学管理料   工作後医学管理料 (	В	001	04	00
48	B001051	113004510	手術後医学管理料(病院)	В	001	05	01
49	B005061	113004610	手術後医学管理料(診療所) 	В	001	05	02
49	B000001	113012010	がん治療連携計画策定料1	В	005	06	01
		113014410	がん治療連携計画策定料2	В	005	06	02
		113012110	がん治療連携指導料	В	005	06	03
		113022510	外来がん患者在宅連携指導料 認知症専門診断管理料1(基幹型又は地域型)	В	005	06	05
		113022610		В	005	07	01
		113022710	認知症専門診断管理料1(診療所型)	B B	005	07	01
		113014610	認知症専門診断管理料2	+ -	005	07	02
		113014710	認知症療養指導料	В	005	07	
50	C002001	113012310	肝炎インターフェロン治療計画料 プケ医公笠(機能ないたま芸芸・庁庁方、機庁等 B O 同じ ト・1 1 )	В	005	08	00
50	C002001	114030710	在医総管(機能強化在支診等·病床有·難病等月2回以上·1人)	С	002	00	01
		114030810	在医総管(機能強化在支診等・病床有・難病等月2回以上・2~9人)	С	002	00	01
		114030910	在医総管(機能強化在支診等・病床有・難病等月2回以上・10人~)	С	002	00	01
		114031010	在医総管(機能強化在支診等・病床有・月2回以上・1人)	С	002	00	01
		114031110	在医総管(機能強化在支診等・病床有・月2回以上・2~9人)	С	002	00	01 01
		114031210 114031310	在医総管(機能強化在支診等・病床有・月2回以上・10人~) 在医総管(機能強化在支診等・病床有・月1回・1人)	C	002	00	01
		114031310	在医総管(機能強化在支診等・病床有・月1回・1人)	C	002	00	01
		114031410	在医総管(機能強化在支診等・病床有・月1回・2~9人)	C	002	00	01
		114031510	在医総管(機能強化在支診等・病床無・難病等月2回以上・1人)	C	002	00	01
		114031710	在医総管(機能強化在支診等·病床無·難病等月2回以上·2~9人)	C	002	00	01
		114031710	在医総管(機能強化在支診等·病床無·難病等月2回以上·10人~)	C	002	00	01
		114031810	在医総管(機能強化在支診等·病床無·月2回以上·10人~)	C	002	00	01
				+			
		114032010 114032110	在医総管(機能強化在支診等・病床無・月2回以上・2~9人)  在医総管(機能強化在支診等・病床無・月2回以上・10人~)	C	002	00	01 01
		114032110	在医総管(機能強化在支診等·病床無·月2回以上·10人~)	C	002	00	01
		114032210	在医総管(機能強化在支診等・病床無・月1回・1人)	С	002	00	01
			在医総管(機能強化在支診等·病床無·月1回·2~9人)	С	002	00	01
		114032410	在医総管(在支診等・難病等月2回以上・1人)	С	002	00	02
		114032610	在医総管(在支診等・難病等月2回以上・2~9人)	С	002	00	02
		114032710	在医総管(在支診等·難病等月2回以上·10人~)	C	002	00	02
		114032810	在医総管(在支診等・月2回以上・1人)	C	002	00	02
		114032910	在医総管(在支診等・月2回以上・2~9人)	C	002	00	02
		114033010	在医総管(在支診等・月2回以上・10人~)	C	002	00	02
		114033110	在医総管(在支診等・月1回・1人)	С	002	00	02
		114033210	在医総管(在支診等・月1回・2~9人)	C	002	00	02
		114033310	在医総管(在支診等・月1回・10人~)	С	002	00	02
		114033410	在医総管(在支診等以外・難病等月2回以上・1人)	С	002	00	03
		114033510	在医総管(在支診等以外・難病等月2回以上・2~9人)	С	002	00	03
		114033610	在医総管(在支診等以外・難病等月2回以上・10人~)	С	002	00	03
		114033710	在医総管(在支診等以外・月2回以上・1人)	С	002	00	03
		114033810	在医総管(在支診等以外・月2回以上・2~9人)	С	002	00	03
		114033910	在医総管(在支診等以外・月2回以上・10人~)	С	002	00	03
		114034010	在医総管(在支診等以外・月1回・1人)	С	002	00	03
	1						<u> </u>

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分		項番
		114034210	在医総管(在支診等以外・月1回・10人~)	С	002	00	03
		114035510	施医総管(機能強化在支診等・病床有・難病等月2回以上・1人)	С	002	02	01
		114035610	施医総管(機能強化在支診等・病床有・難病等月2回以上・2~9人)	С	002	02	01
		114035710	施医総管(機能強化在支診等・病床有・難病等月2回以上・10人~)	С	002	02	01
		114035810	施医総管(機能強化在支診等・病床有・月2回以上・1人)	С	002	02	01
		114035910	施医総管(機能強化在支診等・病床有・月2回以上・2~9人)	С	002	02	01
		114036010	施医総管(機能強化在支診等・病床有・月2回以上・10人~)	С	002	02	01
		114036110	施医総管(機能強化在支診等・病床有・月1回・1人)	С	002	02	01
		114036210	施医総管(機能強化在支診等・病床有・月1回・2~9人)	С	002	02	01
		114036310	施医総管(機能強化在支診等・病床有・月1回・10人~)	С	002	02	01
		114036410	施医総管(機能強化在支診等・病床無・難病等月2回以上・1人)	С	002	02	01
		114036510	施医総管(機能強化在支診等・病床無・難病等月2回以上・2~9人)	С	002	02	01
		114036610	施医総管(機能強化在支診等・病床無・難病等月2回以上・10人~)	С	002	02	01
		114036710	施医総管(機能強化在支診等・病床無・月2回以上・1人)	С	002	02	01
		114036810	施医総管(機能強化在支診等・病床無・月2回以上・2~9人)	С	002	02	01
		114036910	施医総管(機能強化在支診等・病床無・月2回以上・10人~)	С	002	02	01
		114037010	施医総管(機能強化在支診等・病床無・月1回・1人)	С	002	02	01
		114037110	施医総管(機能強化在支診等・病床無・月1回・2~9人)	С	002	02	01
		114037210	施医総管(機能強化在支診等・病床無・月1回・10人~)	С	002	02	01
		114037310	施医総管(在支診等·難病等月2回以上·1人)	С	002	02	02
		114037410	施医総管(在支診等・難病等月2回以上・2~9人)	С	002	02	02
		114037510	施医総管(在支診等・難病等月2回以上・10人~)	С	002	02	02
		114037610	施医総管(在支診等・月2回以上・1人)	С	002	02	02
		114037710	施医総管(在支診等・月2回以上・2~9人)	С	002	02	02
		114037810	施医総管(在支診等・月2回以上・10人~)	С	002	02	02
		114037910	施医総管(在支診等・月1回・1人)	С	002	02	02
		114038010	施医総管(在支診等・月1回・2~9人)	С	002	02	02
		114038110	施医総管(在支診等・月1回・10人~)	С	002	02	02
		114038210	施医総管(在支診等以外・難病等月2回以上・1人)	С	002	02	03
		114038310	施医総管(在支診等以外・難病等月2回以上・2~9人)	С	002	02	03
		114038410	施医総管(在支診等以外・難病等月2回以上・10人~)	С	002	02	03
		114038510	施医総管(在支診等以外・月2回以上・1人)	С	002	02	03
		114038610	施医総管(在支診等以外・月2回以上・2~9人)	С	002	02	03
		114038710	施医総管(在支診等以外・月2回以上・10人~)	С	002	02	03
		114038810	施医総管(在支診等以外・月1回・1人)	С	002	02	03
		114038910	施医総管(在支診等以外・月1回・2~9人)	С	002	02	03
		114039010	施医総管(在支診等以外・月1回・10人~)	С	002	02	03
51	C003001	114019510	在がん医総(機能強化した在支診等)(病床あり)(処方せんあり)	С	003	00	01
		114019610	在がん医総(機能強化した在支診等)(病床あり)(処方せんなし)	С	003	00	01
		114019710	在がん医総(機能強化した在支診等)(病床なし)(処方せんあり)	С	003	00	01
		114019810	在がん医総(機能強化した在支診等)(病床なし)(処方せんなし)	С	003	00	01
		114007610	在がん医総(在支診等)(処方せんあり)	С	003	00	02
	0005004	114007710	在がん医総(在支診等)(処方せんなし)	С	003	00	02
52	C005021	114011410	在宅患者訪問点滴注射管理指導料	С	005	02	00
		114007310	退院前在宅療養指導管理料	С	100	00	00
		114017070	退院前在宅療養指導管理料(乳幼児)加算	С	100	00	01
		114021010	在宅自己注射指導管理料(複雑な場合)	С	101	00	01
		114040610	在宅自己注射指導管理料(1以外の場合)(月27回以下)	С	101	00	02
		114028410	在宅自己注射指導管理料(1以外の場合)(月28回以上)	С	101	00	03
		114028570	導入初期加算(在宅自己注射指導管理料)	С	101	00	04
		114017110	在宅小児低血糖症患者指導管理料	С	101	02	00
		114021110	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	С	101	03	00
		114003510	在宅自己腹膜灌流指導管理料	С	102	00	00
		114003610	在宅自己連続携行式腹膜灌流頻回指導管理	С	102	00	00
		114009310	在宅血液透析指導管理料	С	102	02	00
		114009410	在宅血液透析頻回指導管理	С	102	02	00
		114004210	在宅中心静脈栄養法指導管理料	С	104	00	00
		114004310	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	С	105	00	00

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		114021210	在宅小児経管栄養法指導管理料	С	105	02	00
		114004410	在宅自己導尿指導管理料	С	106	00	00
		114005410	在宅人工呼吸指導管理料	С	107	00	00
		114040710	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1	С	107	02	01
		114040810	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2	С	107	02	02
		114005610	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	С	108	00	00
		114021310	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	С	108	02	00
		114005810	在宅寝たきり患者処置指導管理料	С	109	00	00
		114007010	在宅自己疼痛管理指導管理料	С	110	00	00
		114021410	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	С	110	02	00
		114021570	導入期加算(在宅振戦等刺激装置治療指導管理料)	С	110	02	01
		114021610	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	С	110	03	00
		114021770	導入期加算(在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料)	С	110	03	01
		114028610	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	С	110	04	00
		114010410	在宅肺高血圧症患者指導管理料	С	111	00	00
		114011110	在宅気管切開患者指導管理料	С	112	00	00
		114017210	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	С	114	00	00
		114021910	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料	С	116	00	00
53	C010001	114015310	在宅患者連携指導料	С	010	00	00
54	C103001	114004110	在宅酸素療法指導管理料(チアノーゼ型先天性心疾患)	С	103	00	01
		114003710	在宅酸素療法指導管理料(その他)	С	103	00	02
55	D025001	160145410	基本的検体検査実施料(4週間以内)	D	025	00	01
		160165310	基本的検体検査実施料(4週間超)	D	025	00	02
56	D200001	160063110	左右別肺機能	D	200	00	05
57	D206001	160064610	心カテ(右心)	D	206	00	01
		160064510	心カテ(左心)	D	206	00	02
58	D207001	160067010	体液量	D	207	00	01
		160068050	細胞外液量	D	207	00	01
		160067110	血流量	D	207	00	02
		160067210	皮弁血流	D	207	00	02
		160068250	循環血流量(色素希釈法)	D	207	00	02
		160143950	電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度	D	207	00	02
		160207010	皮膚灌流圧測定	D	207	00	02
		160067410	心拍出量	D	207	00	03
		160067570	心拍出量(カテーテル挿入)加算	D	207	00	03
		160067610	循環時間	D	207	00	03
		160067710	循環血液量(色素希釈法以外)	D	207	00	03
		160068350	脳循環(色素希釈法)	D	207	00	03
		160189850	血管内皮機能検査	D	207	00	04
		160067810	脳循環(笑気法)	D	207	00	05
59	D209001	160069210	ECG負荷12	D	209	00	01
		160069310	ECG負荷(6誘導以上)	D	209	00	02
		160069410	ECG負荷診断(他医描写)	D	209	00	03
60	D211001	160069910	トレッドミルによる負荷心肺機能検査	D	211	00	00
		160070050	サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	D	211	00	00
61	D211031	160198710	時間内歩行試験	D	211	03	00
		160207110	シャトルウォーキングテスト	D	211	04	00
62	D215001	160072510	超音波(心臓超音波検査)(経胸壁心エコー法)	D	215	00	03
		160072610	超音波(心臓超音波検査)(Mモード法)	D	215	00	03
		160160410	超音波(心臓超音波検査)(経食道心エコー法)	D	215	00	03
		160186610	超音波(心臓超音波検査)(胎児心エコー法)	D	215	00	03
		160198810	超音波(心臓超音波検査)(負荷心エコー法)	D	215	00	03
63	D215002	160161710	超音波(血管内超音波法)	D	215	00	05
64	D215003	160182970	造影剤使用加算(超音波)	D	215	00	06
65	D231021	160186910	皮下連続式グルコース測定	D	231	02	00
66	D237001	160119410	終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置使用)	D	237	00	01
67	D237002	160188750	終夜睡眠ポリグラフィー(多点感圧センサーを有する睡眠評価装置)	D	237	00	02
68	D240001	160077010	テンシロンテスト	D	240	00	01

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
69	D240002	160077110	乏血運動負荷テスト	D	240	00	03
70	D253001	160080710	静脈性嗅覚	D	253	00	02
71	D255021	160171110	汎網膜硝子体(片)	D	255	02	00
72	D256021	160183310	眼底三次元画像解析	D	256	02	00
73	D286001	160086210	肝クリアランステスト	D	286	00	00
		160086310	腎クリアランステスト	D	286	00	00
		160199810	イヌリンクリアランス	D	286	02	00
		160119710	下垂体前葉負荷(GH)	D	287	00	01
		160119810	下垂体前葉負荷(LH及びFSH)	D	287	00	01
		160119910	下垂体前葉負荷(TSH)	D	287	00	01
		160120010	下垂体前葉負荷(PRL)	D	287	00	01
		160120110	下垂体前葉負荷(ACTH)	D	287	00	01
		160086710	下垂体後葉負荷 TB-14-19-6-4	D	287	00	02
		160086810	甲状腺負荷	D	287	00	03
		160086910	副甲状腺負荷	D	287	00	04
		160120210 160120310	副腎皮質負荷鉱質コルチコイド 副腎皮質負荷糖質コルチコイド	D	287	00	05
				D	287	00	05
		160087110 160087210	常用負荷	D D	287 288	00	06 01
		160087210	乳糖服用耐糖(常用負荷)	D	288	00	01
		160087650	ブドウ糖等負荷血糖値等経時検査(常用負荷)	D	288	00	01
		160087310	対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対抗・対	D	288	00	02
		160087550	乳糖服用耐糖(耐糖能精密)	D	288	00	02
		160087750	ブドウ糖等負荷血糖値等経時検査(耐糖能精密)	D	288	00	02
		160179710	グルカゴン負荷	D	288	00	02
74	D289001	160088310	膵機能テスト	D	289	00	01
		160088410	肝機能テスト(ICG1回・2回法)	D	289	00	02
		160088750	ビリルビン負荷	D	289	00	02
		160088850	馬尿酸合成	D	289	00	02
		160088950	フィッシュバーグ	D	289	00	02
		160089050	水利尿	D	289	00	02
		160089150	アジスカウント	D	289	00	02
		160089250	モーゼンタール法	D	289	00	02
		160089450	ヨードカリ	D	289	00	02
		160144810	肝機能テスト(BSP2回法)	D	289	00	02
		160204550	インジゴカルミン使用(EFー膀胱尿道又は膀胱尿道鏡検査)	D	289	00	02
		160088010	胃液分泌刺激テスト	D	289	00	03
		160088610	胆道機能テスト	D	289	00	03
	Decisi	160160710	セクレチン試験	D	289	00	04
75	D291021	160180410	小児食物アレルギー負荷検査	D	291	02	00
76	D308001	160093970	胆管・膵管造影法加算(検査)	D	308	00	00
77 78	D318001	160095410	尿管カテーテル法(ファイバースコープ)	D	318	00	00
78 79	D324001 D325001	160171310	血管内視鏡	D	324	00	00
18	D323001	160065850	肺臓カテーテル法 ・	D	325	00	00
		160065950 160166950	肝臓カテーテル法   膵臓カテーテル法	D D	325 325	00	00
80	D412001	160098010		D	412	00	00
81	D412001	160188210	EUS-FNA	D	414	00	00
82	E003001	170012910	造影剤注入(注腸)	E	003	00	06
83	E004001	170012910	基本的エックス線診断料(4週間以内)	E	003	00	01
		170010810	基本的エックス線診断料(4週間超)	E	004	00	02
84	E101021	170022610	ポジトロン断層撮影(150標識ガス使用)	E	101	02	01
85	E101022	170024810	ポジトロン断層撮影(18FDG使用)	E	101	02	02
		170033210	ポジトロン断層撮影(13N標識アンモニア剤使用)	E	101	02	03
		170016210	非放射性キセノン脳血流動態検査	E	201	00	00
86	E200001	170010210	脳槽CT撮影(造影含む)	E	200	00	02
		170012070	造影剤使用加算(CT)	E	200	00	03

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		170034070	大腸CT撮影加算(16列以上64列未満マルチスライス型機器)	Е	200	00	06
		170020470	造影剤使用加算(MRI)	Е	202	00	04
87	G005021	130004670	中心静脈注射用カテーテル挿入	G	005	02	00
		130011610	末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入	G	005	03	00
		130011810	カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入	G	005	04	00
88	H000001	180027410	心大血管疾患リハビリテーション料(1)	Н	000	00	01
		180027510	心大血管疾患リハビリテーション料(2)	Н	000	00	02
89	H001001	180027610	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)	Н	001	00	01
		180027710	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)	Н	001	00	02
		180030810	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)	Н	001	00	03
		180033910	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護・入院外)	Н	001	00	06
		180044310	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護・入院)	Н	001	00	06
		180034110	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)	Н	001	00	07
		180044410	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護・入院)	Н	001	00	07
		180034310	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護・入院外)	Н	001	00	80
		180044510	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護・入院)	Н	001	00	08
		180043430	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護)基準不適合	Н	001	00	09
		180043630	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護)基準不適合	Н	001	00	10
		180043830	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護)基準不適合	Н	001	00	11
		180050330	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(リ減)	Н	001	00	12
		180050430	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(リ減)	Н	001	00	13
		180050530	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(リ減)	Н	001	00	14
		180050630	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護・入院)(リ減)	Н	001	00	15
		180050730	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護・入院外)(リ減)	Н	001	00	15
		180050830	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護・入院)(リ減)	Н	001	00	16
		180050930	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)(リ減)	Н	001	00	16
		180051030	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護・入院)(リ減)	Н	001	00	17
		180051130	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護・入院外)(リ減)	Н	001	00	17
		180051230	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(要介護)基準不適合・リ減	Н	001	00	18
		180051330	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(要介護)基準不適合・リ減	Н	001	00	19
		180051430	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(要介護)基準不適合・リ減	Н	001	00	20
		180044610	廃用症候群リハビリテーション料(1)	Н	001	02	01
		180044710	廃用症候群リハビリテーション料(2)	Н	001	02	02
		180044810	廃用症候群リハビリテーション料(3)	Н	001	02	03
		180044910	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護・入院)	Н	001	02	04
		180045010	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護・入院外)	Н	001	02	04
		180045110	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護・入院)	Н	001	02	05
		180045210	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)	Н	001	02	05
		180045310	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護・入院)	Н	001	02	06
		180045410	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護・入院外)	Н	001	02	06
		180045530	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護)基準不適合	Н	001	02	07
		180045630	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護)基準不適合	Н	001	02	08
		180045730	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護)基準不適合	Н	001	02	09
		180051530	廃用症候群リハビリテーション料(1)(リ減)	Н	001	02	10
		180051630	廃用症候群リハビリテーション料(2)(リ減)	Н	001	02	11
		180051730	廃用症候群リハビリテーション料(3)(リ減)	Н	001	02	12
		180051830	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護・入院)(リ減)	Н	001	02	13
		180051930	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護・入院外)(リ減)	Н	001	02	13
		180052030	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護・入院)(リ減)	Н	001	02	14
		180052130	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)(リ減)	Н	001	02	14
		180052230	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護・入院)(リ減)	Н	001	02	15
		180052330	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護・入院外)(リ減)	Н	001	02	15
		180052430	廃用症候群リハビリテーション料(1)(要介護)基準不適合・リ減	Н	001	02	16
		180052530	廃用症候群リハビリテーション料(2)(要介護)基準不適合・リ減	Н	001	02	17
		180052630	廃用症候群リハビリテーション料(3)(要介護)基準不適合・リ減	Н	001	02	18
		180032710	運動器リハビリテーション料(1)	Н	002	00	01
		180027810	運動器リハビリテーション料(2)	Н	002	00	02
		180027910	運動器リハビリテーション料(3)	Н	002	00	03
	•		• • • •				

				Ī			
No.	グループ	診療行為	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
INO.	番号	コード	自临决于 <b>位</b> 你	配力	四川	拟田	快田
			Mark and the second of the sec				
		180034510	運動器リハビリテーション料(1)(要介護・入院外)	Н	002	00	06
		180045810	運動器リハビリテーション料(1)(要介護・入院)	Н	002	00	06
		180034610	運動器リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)	H	002	00	07
		180045910	運動器リハビリテーション料(2)(要介護・入院)	Н	002	00	07
		180034710	運動器リハビリテーション料(3)(要介護・入院外)	H	002	00	08
		180046010	運動器リハビリテーション料(3)(要介護・入院)	Н	002	00	08
		180044030	運動器リハビリテーション料(1)(要介護)基準不適合	Н	002	00	09
		180044130 180044230	運動器リハビリテーション料(2)(要介護)基準不適合 運動器リハビリテーション料(3)(要介護)基準不適合	H	002 002	00	10 11
		180052730	運動器リハビリテーション料(1)(リ滅)	Н	002	00	12
		180052830	運動器リハビリテーション料(2)(リ滅)	Н	002	00	13
		180052930	運動器リハビリテーション料(3)(リ滅)	Н	002	00	14
		180053930	運動器リハビリテーション料(1)(要介護・入院)(リ滅)	Н	002	00	15
		180053030	運動器リハビリケーション料(1)(要介護・入院外)(リ減)	Н	002	00	15
		180053130	運動器リハビリテーション料(2)(要介護・入院)(リ減)	Н	002	00	16
		180053230	運動器リハビリテーション料(2)(要介護・入院外)(リ減)	Н	002	00	16
		180053330	運動器リハビリテーション料(3)(要介護・入院)(リ減)	Н	002	00	17
		180053530	運動器リハビリナーション料(3)(要介護・入院外)(リ減)	Н	002	00	17
		180053630	運動器リハビリテーション料(1)(要介護)基準不適合・リ減	Н	002	00	18
		180053730	運動器リハビリケーション料(2)(要介護)基準不適合・リ減	Н	002	00	19
		180053830	運動器リハビリテーション料(3)(要介護)基準不適合・リ減	Н	002	00	20
		180033110	がん患者リハビリテーション料	Н	007	02	00
		180043110	認知症患者リハビリテーション料	Н	007	03	00
		180030910	集団コミュニケーション療法料	Н	008	00	00
90	H003001	180028010	呼吸器リハビリテーション料(1)	Н	003	00	01
		180028110	呼吸器リハビリテーション料(2)	Н	003	00	02
91	H006001	180017910	難病患者リハビリテーション料	Н	006	00	00
92	I000001	180019910	精神科電気痙攣療法(閉鎖循環式全身麻酔)	I	000	00	01
93	I001001	180018110	入院精神療法(1)	I	001	00	01
		180012010	入院精神療法(2)(6月以内)	I	001	00	02
		180012110	入院精神療法(2)(6月超)	I	001	00	02
94	I002001	180012210	通院精神療法(30分以上)	I	002	00	01
		180020410	通院精神療法(初診時精神科救急体制の精神保健指定医等)	I	002	00	01
		180031010	通院精神療法(30分未満)	I	002	00	01
		180039710	在宅精神療法(初診時精神科救急体制の精神保健指定医等)	I	002	00	02
		180039810	在宅精神療法(30分以上)	I	002	00	02
		180039910	在宅精神療法(30分未満)	I	002	00	02
		180040210	在宅精神療法(精神科救急体制精神保健指定医等・60分以上)	I	002	00	02
		180049130	通院精神療法(初診時精神保健指定医等・3種類以上抗うつ薬等減算)	I	002	00	07
		180049230	通院精神療法(3種類以上抗うつ薬等減算)(30分以上)	I	002	00	07
		180049330	通院精神療法(3種類以上抗うつ薬等減算)(30分未満)	I	002	00	07
		180049430	在宅精神療法(初診時精神保健指定医等・3種類以上抗うつ薬等減算)	I	002	00	80
		180049530	在宅精神療法(3種類以上抗うつ薬等減算)(60分以上)	I	002	00	80
		180049630	在宅精神療法(3種類以上抗うつ薬等減算)(30分以上)	I	002	00	08
	100000	180049730	在宅精神療法(3種類以上抗うつ薬等減算)(30分未満)	I	002	00	08
95	I003021	180035910	認知療法・認知行動療法(精神科救急体制の精神保健指定医)	I	003	02	01
		180033210	認知療法・認知行動療法(1以外の医師)	I	003	02	02
0.6	1005001	180047810	認知療法・認知行動療法(精神保健指定医と看護師が共同)	I	003	02	03
96	I005001	180016710	入院集団精神療法	I	005	00	00
97	I006001	180006710	通院集団精神療法	I	006	00	00
98 99	I006021	180047910	依存症集団療法	I	006	02	00
ษษ	1008001	180018210	入院生活技能訓練療法(6月以内)	I	800	00	01
100	J001051	180016810 140700110	入院生活技能訓練療法(6月超) 	I	008	00	02
100	J001051		長期療養患者褥瘡等処置	J	001	05	00
101	J007081	140700310	精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J	001	06	00
	000/021	140055710	硬膜外自家血注入	J	007	02	00
	.1017001	140022510	エタノール号所注入(田保腔に対する)	1 1	017	ΛΛ	00
103	J017001	140032510 140048150	エタノール局所注入(甲状腺に対する) エタノール局所注入(副甲状腺に対する)	J	017 017	00	00

No.	グループ	診療行為	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
	番号	コード		10 3		М	
		140050910	  エタノール局所注入		017	00	00
104	J028001	140050910	間歇的陽圧吸入法	J	026	00	00
104	0020001	140003910	<b>鼻マスク式補助換気法</b>	J	026	02	00
		140037810	体外式陰圧人工呼吸器治療	J	026	03	00
		140028410	インキュベーター	J	028	00	00
		140010710	気管内洗浄	J	050	00	00
		140010930	気管内洗浄(新たに気管内挿管)	J	050	00	00
		140011050	気管内洗浄(気管支ファイバースコピー使用)	J	050	00	00
105	J043041	140051210	経管栄養カテーテル交換法	J	043	04	00
106	J043042	140051310	尿路ストーマカテーテル交換法	J	043	05	00
107	J045001	140009310	人工呼吸	J	045	00	01
		140023510	人工呼吸(5時間超)	J	045	00	03
		140009450	無水アルコール吸入療法	J	045	00	04
		140009550	人工呼吸(閉鎖循環式麻酔装置)	J	045	00	04
		140009650	酸素吸入(マイクロアダプター)	J	045	00	04
		140009750	人工呼吸(半閉鎖式循環麻酔器)	J	045	00	04
		140009850	レスピラトール療法	J	045	00	04
		140009950	酸素加圧(気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)	J	045	00	04
		140010050	CPAP	J	045	00	04
		140010150	IMV	J	045	00	04
		140023650	無水アルコール吸入療法(5時間超)	J	045	00	04
		140023750	人工呼吸(閉鎖循環式麻酔装置)(5時間超)	J	045	00	04
		140023850	酸素吸入(マイクロアダプター)(5時間超)	J	045	00	04
		140023950	人工呼吸(半閉鎖式循環麻酔器)(5時間超)	J	045	00	04
		140024050	レスピラトール療法(5時間超)	J	045	00	04
		140024150	酸素加圧(気管内挿管下に閉鎖循環式麻酔器)(5時間超)	J	045	00	04
		140024250	CPAP(5時間超)	J	045	00	04
		140024350	IMV(5時間超)	J	045	00	04
		140039550	人工呼吸(鼻マスク式人工呼吸器)	J	045	00	04
		140039650	人工呼吸(鼻マスク式人工呼吸器)(5時間超)	J	045	00	04
		140039850	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入	J	045	00	04
		140039950	閉鎖循環式麻酔器使用気管内挿管下酸素吸入(5時間超)	J	045	00	04
108	J045002	140051750	一酸化窒素吸入療法(新生児低酸素性呼吸不全)	J	045	02	01
		140055650	一酸化窒素吸入療法(その他)	J	045	02	02
109	J060001	140013110	膀胱洗净	J	060	00	00
		140013350	膀胱洗浄及び膀胱内薬液注入(カテーテル留置)	J	060	00	00
110	J085021	140039110	人工羊水注入法	J	085	02	00
111	K145001	150066210	字頭脳室ドレナージ術	K	145	00	00
112	K147001	150067110	字頭術(トレパナチオン)	K	147	00	00
113	K508001	150382550	気管支熱形成術	K	508	03	00
114	W740004	150374410	気管支瘻孔閉鎖術   本 明 は P. と は は く と P. と な と と と と と と と と と と と と と と と と と	K	509	04	00
114	K740001	150187210	直腸切除・切断術(切断術)	K	740	00	04
115	K740021	150337910	腹腔鏡下直腸切除・切断術(切断術)	K	740	02	03
116	K783001	150390010	経尿道的腎盂尿管凝固止血術	K	781	03	00
		150197010	経尿道的尿管狭窄拡張術    経尿は変わ尿管ステント   原常体	K	783	00	00
		150303910	経尿道的尿管ステント留置術	K	783	02	00
		150304010	経尿道的尿管ステント抜去術	K	783	03	00
		150264210	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	K	785	00	00
		150348710	経尿道的尿管瘤切除術 除以 (経尿道的毛体)	K	794	02	00
		150198710	膀胱結石摘出術(経尿道的手術)	K	798	00	01
		150198910	膀胱異物摘出術(経尿道的手術) 経尿道的尿管腎血除去術(バスケットロイヤーカテーテル体田)	K	798	00	01
		150199150	経尿道的尿管凝血除去術(バスケットワイヤーカテーテル使用)	K	798	02	00
		150199450	経尿道的電気凝固術	K	800 803	02	00
		150246210	膀胱悪性腫瘍手術(経尿道的手術)(その他)	K			
		150365110	膀胱悪性腫瘍手術(経尿道的手術)(電解質溶液利用)	K	803	00	06
		150246410	尿道悪性腫瘍摘出術(内視鏡) 尿道独忽内視鏡毛術	K	817	00	02
117	L008001	150205710	尿道狭窄内視鏡手術 問始係環式全角麻酔1/麻酔困難な患者)	K	821	00	00
117	L000001	150332510	閉鎖循環式全身麻酔1(麻酔困難な患者)	L	800	00	01

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		150332610	閉鎖循環式全身麻酔1	L	800	00	01
		150332710	閉鎖循環式全身麻酔2(麻酔困難な患者)	L	800	00	02
		150332810	閉鎖循環式全身麻酔2	L	800	00	02
		150332910	閉鎖循環式全身麻酔3(麻酔困難な患者)	L	800	00	03
		150333010	閉鎖循環式全身麻酔3	L	800	00	03
		150333110	閉鎖循環式全身麻酔4(麻酔困難な患者)	L	800	00	04
		150333210	閉鎖循環式全身麻酔4	L	800	00	04
		150233410	閉鎖循環式全身麻酔5	L	800	00	05
		150328210	閉鎖循環式全身麻酔5(麻酔困難な患者)	L	800	00	05
		150247470	硬膜外麻酔(頸·胸部)併施加算	L	800	00	06
		150247570	硬膜外麻酔(腰部)併施加算	L	800	00	06
		150247670	硬膜外麻酔(仙骨部)併施加算	L	800	00	06
		150342470	術中経食道心エコー連続監視加算	L	800	00	07
		150350670	臓器移植術加算	L	800	00	08
118	L100001	150234510	トータルスパイナルブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150234610	三叉神経半月神経節ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150234710	胸部交感神経節ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150234810	腹腔神経叢ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150234910	頸・胸部硬膜外ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150265010	神経根ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150265110	下腸間膜動脈神経叢ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150265210	上下腹神経叢ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	01
		150235010	眼神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	02
		150235110	上顎神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	02
		150235210	下顎神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	02
		150235310	舌咽神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	02
		150235410	蝶形口蓋神経節ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	02
		150235510	腰部硬膜外ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	02
		150235610	ヒッチコック療法(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	03
		150235710	腰部交感神経節ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	03
		150235810	くも膜下脊髄神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	03
		150350710	腰神経叢ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	03
		150333410	神経ブロック(眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮)	L	100	00	04
		150235910	星状神経節ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	05
		150236010	仙骨部硬膜外ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	05
		150236110	顔面神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	05
		150236210	腕神経叢ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150236310	おとがい神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150236410	舌神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150236510	迷走神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150236610	副神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150236710	横隔神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150236810	深頸神経叢ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150236910	眼窩上神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237010	眼窩下神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237110	滑車神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237210	耳介側頭神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237310	浅頸神経叢ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237410	肩甲上神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237510	外側大腿皮神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237610	閉鎖神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150269050	肩甲背神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150350810	不対神経節ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150350910	前頭神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	06
		150237710	頸・胸・腰傍脊椎神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150237810	上喉頭神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150237910	肋間神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150238010	腸骨下腹神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07

No.	グループ 番号	診療行為コード	省略漢字名称	記号	区分	枝番	項番
		150238110	腸骨鼠径神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150238210	大腿神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150238310	坐骨神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150238410	陰部神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150238510	経仙骨孔神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150238610	後頭神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150247810	正中神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150269150	尺骨神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150269250	橈骨神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150269350	筋皮神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150269450	腋窩神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150351010	仙腸関節枝神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150351110	頸・胸・腰椎後枝内側枝神経ブロック(局所麻酔剤・ボツリヌス毒素)	L	100	00	07
		150351210	脊髄神経前枝神経ブロック(局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用)	L	100	00	07
		150238710	下垂体ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150238810	三叉神経半月神経節ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150238910	腹腔神経叢ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150239010	くも膜下脊髄神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150265710	神経根ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150265810	下腸間膜動脈神経叢ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150265910	上下腹神経叢ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150351310	腰神経叢ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	01
		150239110	胸・腰交感神経節ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	02
		150239210	頸・胸・腰傍脊椎神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	02
		150239310	眼神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	02
		150239410	上顎神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	02
		150239510	下顎神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	Ē	101	00	02
		150239610	舌咽神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	Ē	101	00	02
		150239710	蝶形口蓋神経節ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	02
		150239810	顔面神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	02
		150239910	眼窩上神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150240010	眼窩下神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150240110	おとがい神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150240210	古神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150240310	副神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150240410	滑車神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	Ē	101	00	03
		150240410	耳介側頭神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150240610	閉鎖神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150351410	不対神経節ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150351510	前頭神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150331310	別頭神程プロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	03
		150240710		L	101	00	04
		150240810	横柄神柱ノロック(神経城壕削又は高周波凝固法)  上喉頭神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
		150240910	工帳與仲程プロック(仲程収場削又は高周波凝固法)  浅頸神経叢ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
		150241010	放戦性程度プロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
		150241110	別目仲程ノロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)  腸骨下腹神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
		150241210	勝骨鼠径神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
			勝肯興性神経プロック(神経破壊削又は高周波凝固法)   外側大腿皮神経ブロック(神経破壊削又は高周波凝固法)	L		00	04
		150241410	外側人腿及神経プロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)  大腿神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
		150241510		L	101	00	04
		150241610	坐骨神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法) 陰部神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)				04
		150241710	陰部神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法) 終心最乳神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
		150241810	経仙骨孔神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法) 後頭神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04
		150241910		L	101	00	04
		150351610	仙腸関節枝神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101		
		150351710	頸・胸・腰椎後枝内側枝神経ブロック(神経破壊剤・高周波凝固法)	L	101	00	04
		150351810	脊髄神経前枝神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法)	L	101	00	04